

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

本市は、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、社会経済情勢及び社会構造等の変化、地方分権の進展や財政の危機的状況など、より高度な行政判断を要する状況に直面しています。

また、大規模震災、自然災害の発生、新興・再興感染症の汎発流行¹、雑居ビル、社会福祉施設及び大規模事業所等における火災、列車事故等による多数負傷者発生事故など、近年、災害は、大規模化、複雑多様化しており、消防需要の増加とともに、消防に対する期待がますます高まっています。

このような状況下においても、様々な課題を乗り越え、私たちの使命である「市民の安全・安心」を守っていくためには、中長期的な視点に立った消防行政運営が求められています。

そこで、千葉市消防局では、「市民の安全・安心を守る」を第一義²として、今後20年間に本市消防が目指す姿を明確にするとともに、これを実現するための基本目標、方向性、施策等を示す消防の基本計画として、千葉市消防局中長期計画を策定しました。

■消防ヘリコプター「おとり1・2号」(海浜幕張地区上空。千葉市消防航空隊)



¹ 1970年以降に新たに認識されるようになった、公衆衛生上問題となる感染症（新興感染症）、あるいは一旦廃れたものが再び出現してきた感染症（再興感染症）。細菌感染症のO157感染症、ウイルス感染症のHIV(AIDS)、SARS、鳥インフルエンザ、ラッサ熱、エボラ出血熱、結核、レジオネラ感染症など。

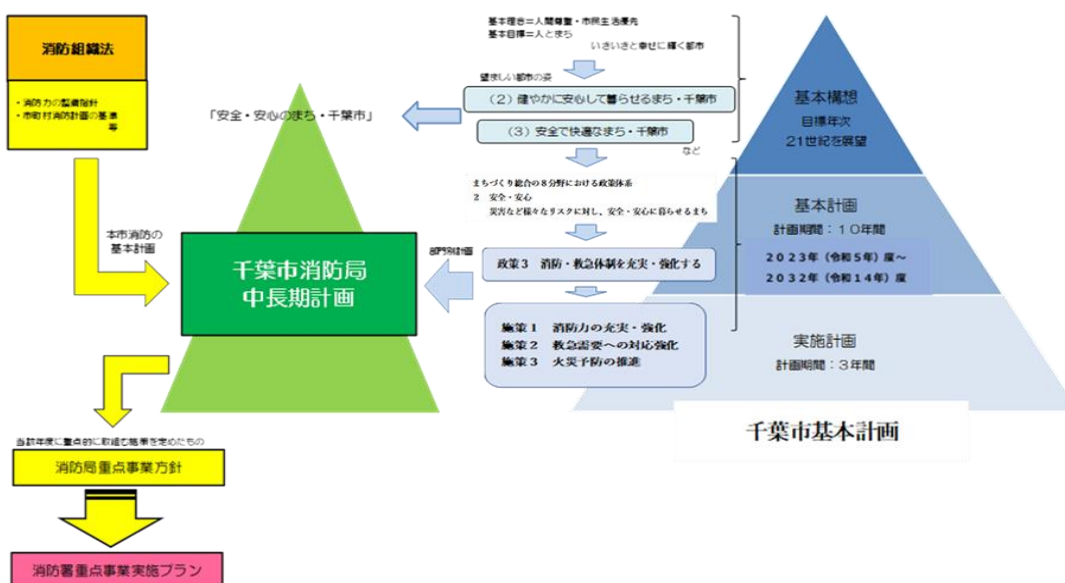
² 最も大切な根本的な意義、または価値。

第2節 計画の位置付け

この計画は、「千葉市総合計画」における部門別計画として、また、本市消防行政運営の指針、基本計画として、施策の基本方向を体系的にまとめた最上位の計画です。

市民の安全・安心を守り、「安全・安心のまち・千葉市」の実現に向け、本計画を推進します。

■計画の位置付けイメージ

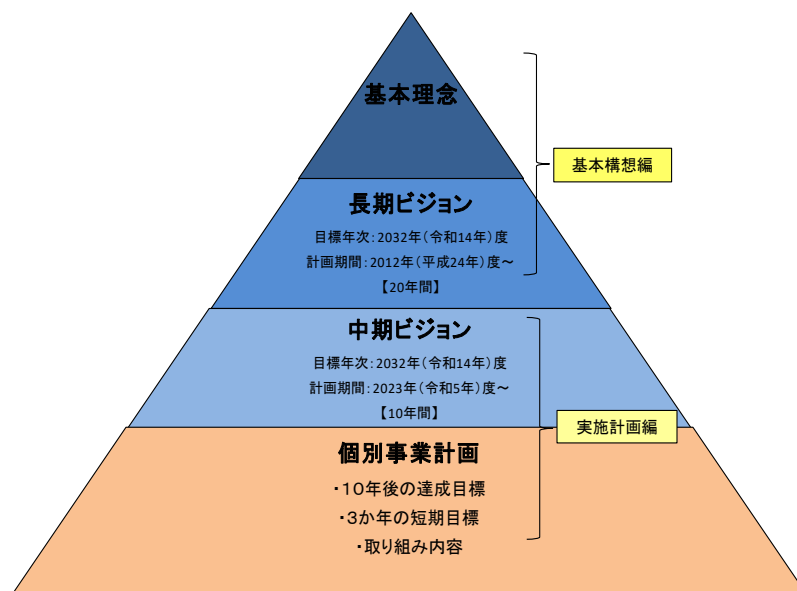


■消防出初式



第3節 計画の構成と期間

この計画は、基本構想編である「基本理念」と「長期ビジョン」、実施計画編である「中期ビジョン」と「個別事業計画（10年後の達成目標、3か年の短期目標と取り組み内容）」で構成しています。各々の基本的な性格と計画期間は、次のとおりです。



【基本構想編】

○基本理念

⇒本市消防行政運営の指針として、いかなる情勢下にあっても変わることのない千葉市消防局の果たすべき使命を明確にし、目指すべき方向、望ましい将来の消防体制のあるべき姿を描いています。

○長期ビジョン

⇒基本理念実現に向けて、20年後の将来を見据えた千葉市消防局が目指す姿、基本目標を示しています。

【実施計画編】

○中期ビジョン

⇒長期ビジョンで示したグランドデザインを実現するための中間目標として、今後10年間の施策の方向性を総合的・体系的に示しています。

○個別事業計画

⇒中期ビジョンの実現に向けた具体的な施策・事業を示したものです。10年後の達成目標を定め、3か年の短期目標を設定するとともに、取り組み内容を記載しています。

第4節 計画の見直し

1 計画の見直し

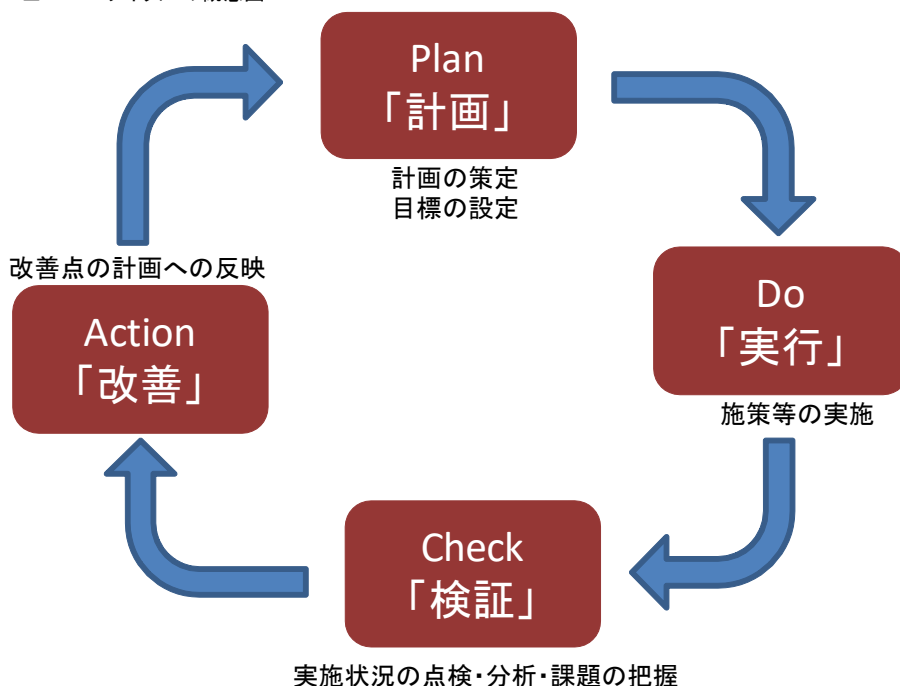
施策の内容（個別事業計画）の見直し（新規事業の追加、記載内容の修正等）については、概ね3か年³ごとに行います。

また、社会情勢等の急激な変化や、想定外の災害の発生など、計画を進めていく上で見直さなくてはならない事象が発生した場合は、柔軟に対応するため、計画の見直しを必要に応じ実施します。

2 進行管理

「個別事業計画」に盛り込まれる取組事項については、毎年度実施する「消防局重点事業方針」等により、各所管課において進捗状況の把握、検証等に努めるとともに、3か年ごとにPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理を行い、検証・評価し、次期計画策定に向けた改善を行います。

■PDCA サイクルの概念図



³ 2025年（令和7年）度、2028年（令和10年）度、2032年（令和14年）度実施予定。

第2章 千葉市消防局が目指す姿【基本構想編】

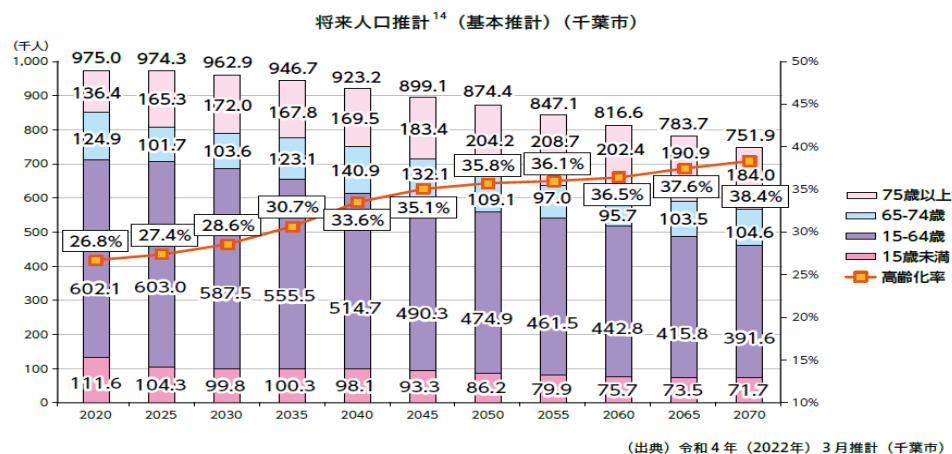
第1節 時代背景と課題

1 人口減少と超高齢社会

本市における総人口は、2020年代前半をピークに減少に転じ、2023～2032年は微減、その後、緩やかに減少する見通しとなっております。

一方、総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合は年々増加を続け、超高齢化社会⁴を迎える見込みとなっております。

■千葉市将来人口推計(令和4年3月現在)



都心部における高層マンションの建設や大規模な宅地開発による新興住宅

の出現などにより、人口増加が進んでいる地域がある一方、高度経済成長時代に開発された大規模団地や郊外部では、すでに人口の減少が始まっています。

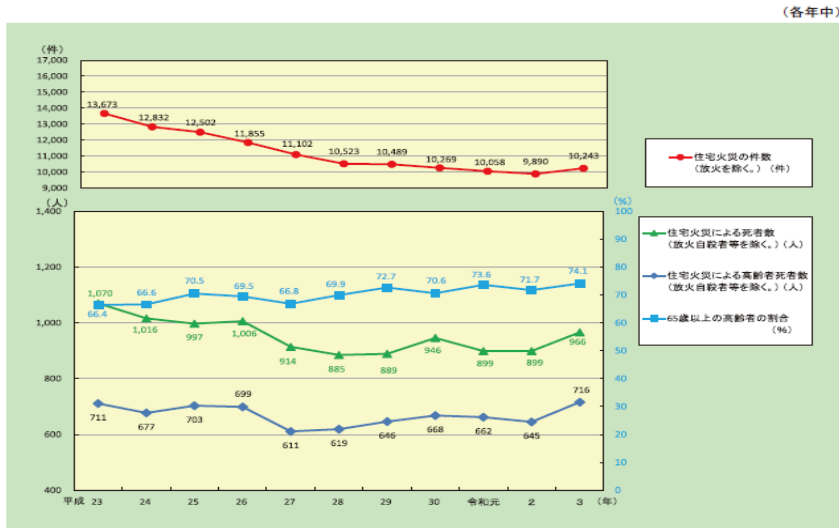
また、人口の減少が始まっている地域においては、同時に住民の高齢化が進む傾向があります。

こうした本市における人口の見通しや人口動態を踏まえながら、消防体制を整備する必要があります。

消防白書によると、全国の住宅火災による死者数における高齢者の占める割合は約70%であり、本市においても、「住宅火災による死者における高齢者の占める割合が増加傾向」にあること、また、救急業務においては、「高齢者の傷病程度は中等症以上の割合が多く重篤化する傾向」にあることなどから、超高齢社会の到来に対応した施策を展開することが重要です。

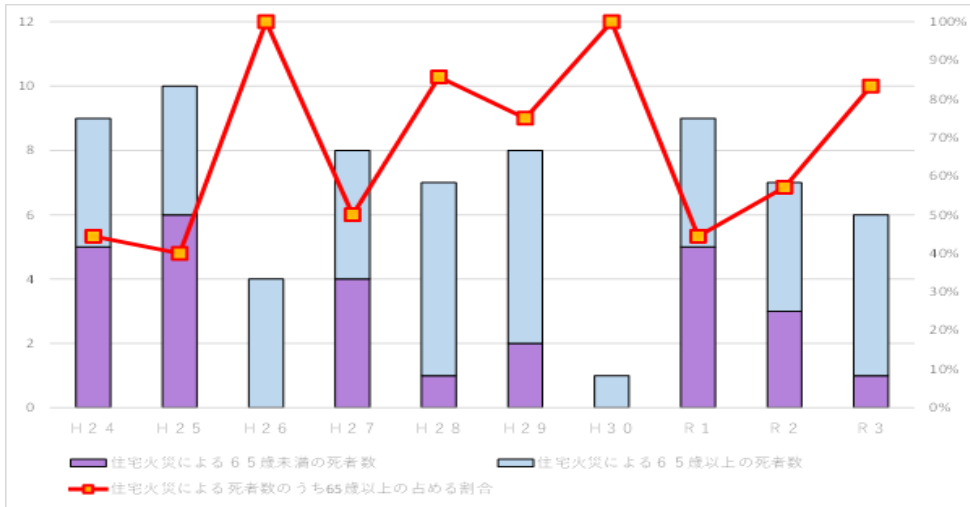
⁴ 65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を越えた社会。また65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を越えた社会は「高齢化社会」、14%を越えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。

■全国における住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)の推移と高齢者の割合(令和4年消防白書より。)



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「住宅火災の件数(放火を除く。)',「住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)',「住宅火災による高齢者死者数(放火自殺者等を除く。)」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

■本市における住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)の推移と高齢者の割合



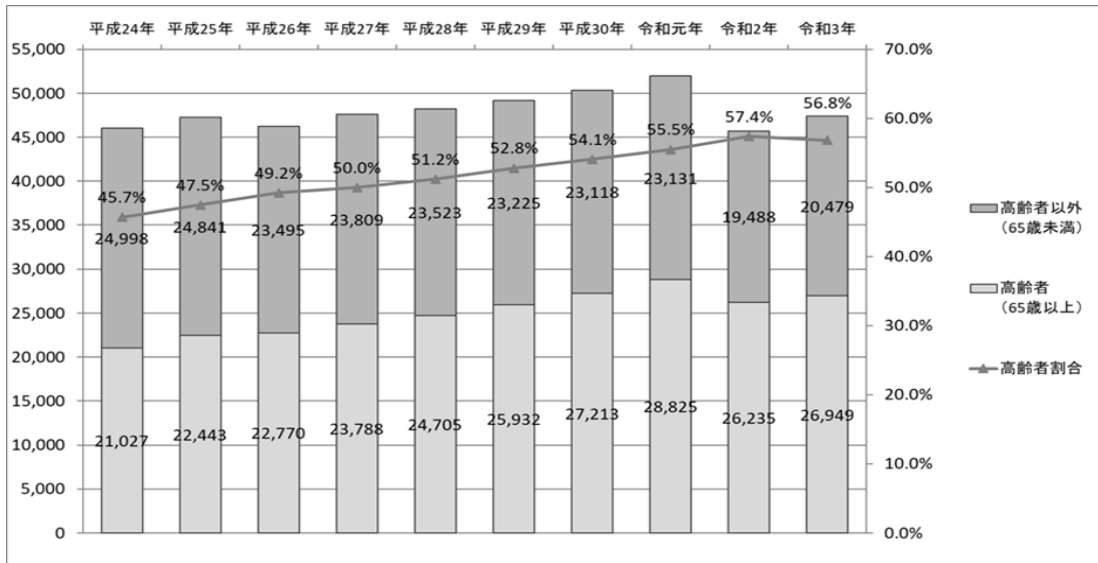
■店舗併用住宅火災(平成 23 年 5 月・千葉市)



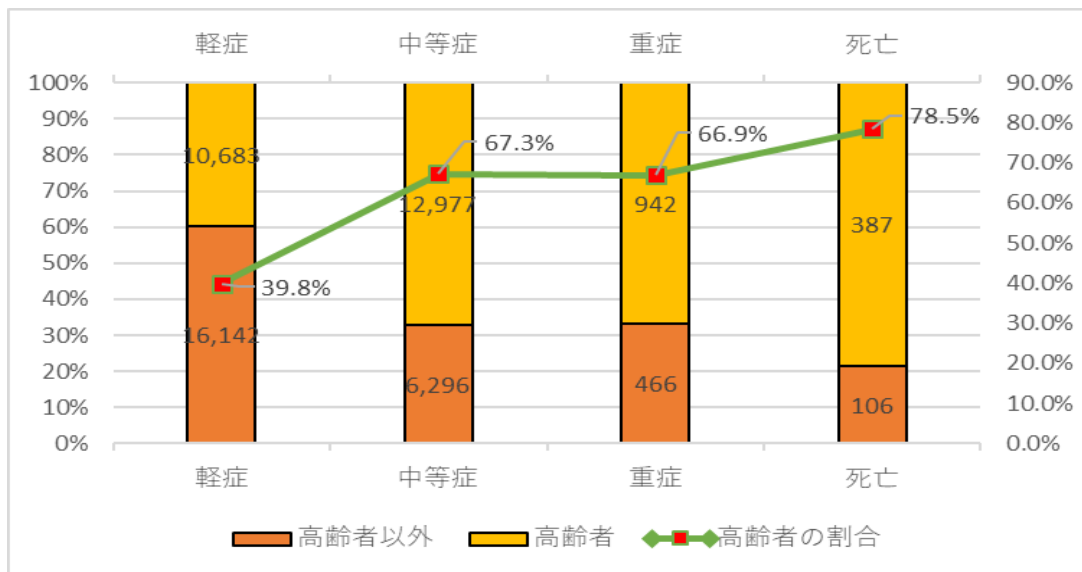
■住宅火災(平成 21 年 10 月・千葉市)



■救急全搬送人員に対する高齢者の占める割合(千葉市消防局)



■救急全搬送者に対する高齢者傷病程度別構成比(過去10年平均(H24-R3)・千葉市消防局)



■救急救命士による救命処置(気管内挿管)



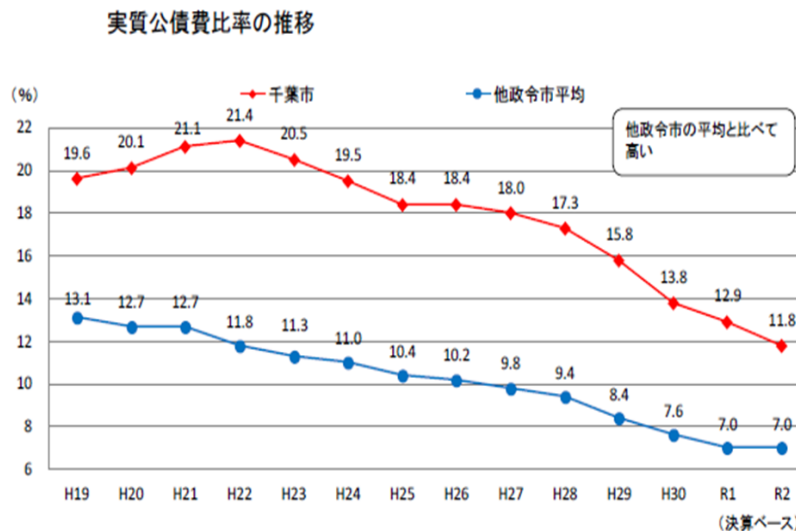
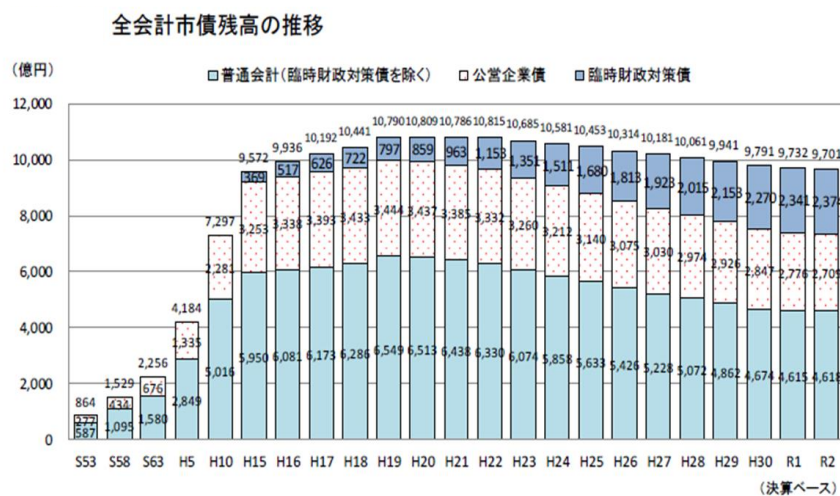
2 地方自治

(1) 厳しい財政状況

本市では、大都市としての都市基盤整備やバブル経済崩壊後の景気対策を積極的に行ってきた結果、概ね大都市平均レベルまで都市基盤の整備が図られたものの、実質公債費比率⁵が20%を超えるなど、財政の硬直化が進みました。

令和3年度は、実質公債費比率は約11%まで低下しましたが政令市20市中19位と、引き続き厳しい財政状況となっております。

■市債残高と実質公債費比率(千葉市中中期財政運営方針より)



⁵ 市の判断で使い道が決められる収入に対する借金返済額などの割合で過去3か年平均の値。数値が高いほど、財政の弾力化性が低下していることを示す。なお実質公債費比率が25%を越えてしまうと「早期健全化団体」となり、自治体の自主的な取り組みにより財政の健全化を図ることとなります。

(2) 地方分権の進展

国は、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸問題に取り組むことができるようにするため、地方分権改革を行い、国と地方の関係を見直し、新しい国の形をつくるとしています。

地方分権の進展に伴い、地方自治の主役である住民に対し、市町村は身近なサービスを担い、住民と直接向かい合う基礎自治体として、これまで以上に自主性・自立性を高めることが求められています。多様化する住民ニーズ、高度化する行政需要に的確に対応し、地域が抱える課題を自ら解決するため、地域独自の条例制定など政策立案能力を有する職員が求められています。

(3) 市民参加・協働と多様な主体との連携

地方分権の進展に伴い、自己決定や自己責任の原則に基づき地方公共団体の意思決定がなされるよう住民参加の拡大が求められています。住民と共に歩む消防を目指すべく、説明責任（アカウンタビリティ）、情報公開や情報提供、協働型社会への対応が必要となってきます。

また、市民ニーズが多様化し、行政需要が増加する一方、職員定数の抑制、財政事情等により、更なる行政サービスの拡大が困難な状況にあります。こうした現状に対応するため、『補完性の原理』⁶に基づき、地域の課題について身近なところで解決されるよう、地域コミュニティ、自主防災組織、企業、団体等、多様な主体と連携を図る必要があります。

⁶ ①個人でできることは個人で解決する（自助）。②個人でできないときは、まず家庭がサポートする（互助）。③家庭で解決できないときは、地域あるいはNPO（民間非営利団体）がサポートする（共助）。④①～③で、どうしても解決できない問題について、はじめて政府が問題解決に乗り出す（公助）。

ア 政府が問題解決に乗り出すとして、政府の中でまず取り組むべき主体は、市民に近い基礎自治体（現在は市町村）。

イ 基礎自治体でどうしても解決できない問題については広域自治体がサポートする（現在は都道府県）。

ウ 広域自治体でも解決できない問題についてはじめて中央政府がサポートする。

《資料：昇 秀樹『補完性の原理』と地方自治制度（平成15年7月号）》

(4) 自治体間連携

市町村の自主性・自立性が高められる一方、^{しごかい}市境、有料道路、石油コンビナート等特別防災区域等における災害への対応など、広域的な行政課題も顕在しています。また、大規模地震、風水害、特殊災害、テロ・武力攻撃による被害など、一市町村の消防防災力を超える大規模災害等の発生が懸念されているところであり、こうした広域的な行政課題や大規模災害等に対応するため、国・県や近隣自治体、関係団体等との更なる連携が重要となってきます。

また、行財政的な効果の観点から、「共同運用消防指令センター整備事業（消防指令業務の共同運用）」⁷など、広域連携を図る取組みも進められています。

■緊急消防援助隊全国合同訓練(令和4年10月)



⁷ 複数の消防本部における消防指令業務を1か所の指令センターで共同運用するものであり、①119番通報受付業務のみを共同で行う方式、②すべての部隊運用管理を共同で行う方式、③すべての部隊運用管理を共同で行うが、各消防本部においても部隊運用管理を行えるようにするため、各本部に指令情報共有システムを整備する方式など、いくつかの方式が考えられる。メリットとして、住民サービスの向上における効果（指令センターの高機能化、受信能力・処理能力の向上、広域応援の迅速化など）、行財政上の効果（経費節減（整備費、維持管理費）、通信員の効率的配置等）などがあるとされている。（「消防救急無線の広域化・共同化及び指令業務の共同運用の推進について」（消防庁次長通知。平成17年7月15日消防消第141号。））

3 安全・安心

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が約 2 万人に及ぶなど、かつてないほどの被害がもたらされ、本市においても地震による液状化現象により、多くの家屋が損害を受けました。さらに、2020 年版全国地震動予測地図⁸によると、本市において、今後 30 年の間に震度 6 弱以上の地震が 62% の確率で発生すると予測されています。

また、令和元年には、本市付近に上陸した房総半島台風の記録的な暴風による送電線の鉄塔や電柱の倒壊の影響により大規模な停電が発生した他、局地的集中豪雨により、大規模な土砂災害が発生するなど、土砂・風水害による甚大な被害が全国各地で発生しています。さらには、新型コロナウイルスの流行など、新たな感染症の発生により市民の安全・安心を脅かす脅威は複雑多様化しています。

このような状況において市民の負託に応え、様々な災害による被害を最小限にとどめ、市民の生活と安全を守るためには、更なる消防防災体制の整備を推進する必要があります。

■東日本大震災時の捜索活動(平成 23 年 3 月・岩手県陸前高田市。千葉市消防局部隊)



⁸ 文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部の地震調査委員会の調査結果。

■国内外で発生した主な災害(1995-2011) ※死者数等は、消防庁公表データより。平成 23 年 11 月現在

| ・国内で発生した主な災害等 | |
|---------------|---|
| 1995年(平成7年) | 兵庫県南部地震「阪神・淡路大震災」 死者6,434名、行方不明3名、負傷者43,792名 住家全半壊249,180棟、建物全焼7,036棟 |
| | 地下鉄サリン事件 死者12名、負傷者5,510名 |
| 1996年(平成8年) | 北海道古平町豊浜トンネル崩落事故 死者20名 |
| 1999年(平成11年) | 東海村ウラン加工施設における臨界事故 死者2名、被ばく者多数 |
| 2000年(平成12年) | 日比谷線列車脱線事故 死者3名、負傷者32名 |
| 2001年(平成13年) | 四街道市作業員宿舍火災 死者11名 |
| | 明石市花火大会歩道橋事故 死者11名、負傷者247名 |
| | 新宿歌舞伎町雑居ビル火災 死者44名、負傷者3名 |
| 2004年(平成16年) | 平成16年7月新潟・福島豪雨 死者16名、負傷者83名、住家全半壊5,728棟 |
| | 平成16年7月福井豪雨 死者4名、行方不明1名、負傷者19名、住家全半壊199棟 |
| | 山陽自動車道高山トンネル内交通事故 死者5名、負傷者22名 |
| | 新潟県中越地震 死者68名、負傷者4,805名、住家全半壊16,985棟、建物火災9件 |
| 2005年(平成17年) | JR福知山線列車事故 死者107名、負傷者549名 |
| | JR羽越線列車事故 死者5名、負傷者32名 |
| 2006年(平成18年) | 長崎県大村市グループホーム火災 死者7名、負傷者3名 |
| | 北海道佐呂間町竜巻災害 死者9名、負傷者31名、住家全半壊14棟 |
| 2007年(平成19年) | 兵庫県宝塚市カラオケボックス火災 死者3名、負傷者5名 |
| | 東京都渋谷区温泉施設爆発火災 死者3名、負傷者8名 |
| | 新潟県中越沖地震 死者15名、負傷者2,346名、住家全半壊7,040棟、火災3件 |
| 2008年(平成20年) | 岩手・宮城内陸地震 死者17名、行方不明6名、負傷者426名、住家全半壊176棟、火災4件 |
| | 大雨等により被害(兵庫県他) 死者6名、負傷者13名、住家被害3,083棟 |
| | 大雨により被害(東京都他) 死者5名、住家被害207棟 |
| | 大阪市浪速区個室ビデオ火災 死者15名、負傷者10名 |
| | 仙台市老人福祉施設火災 負傷者33名 |
| 2009年(平成21年) | 群馬県渋川市老人ホーム火災 死者10名、負傷者1名 |
| | 北朝鮮飛翔体発射事案 |
| | 中国・九州北部豪雨 死者35名、負傷者59名、住家被害12,246棟 |
| | 大阪市此花区パチンコ店火災 死者4名、負傷者19名 |
| 2010年(平成22年) | 札幌市グループホーム火災 死者7名、負傷者2名 |
| | 梅雨期(6/11~7/19)における大雨被害(広島県他6県他) 死者16名、行方不明5名、負傷者21名、住家被害7,812棟 |
| 2011年(平成23年) | 東北地方太平洋沖地震「東日本大震災」 死者16,079人、行方不明者3,499人、負傷者6,141人 住家被害(全壊120,248棟、半壊189,778棟、一部破損616,055棟)、火災287件 死者78名、行方不明16名、住家被害28,329棟 |
| | 台風12号による被害(和歌山県、奈良県他) |
| ・国外で発生した主な災害等 | |
| 2001年(平成13年) | アメリカ同時多発テロ |
| 2003年(平成15年) | 韓国・デグ地下鉄火災 |
| 2004年(平成16年) | スマトラ沖大地震及びインド洋津波災害 |
| 2005年(平成17年) | パキスタン・イスラム共和国地震災害 |
| 2006年(平成18年) | インドネシア・ジャワ島中部地震及び津波災害 |
| 2007年(平成19年) | ペルー地震 |
| 2008年(平成20年) | 中国・四川省地震(M8.0) |
| 2010年(平成22年) | アイスランド火山噴火 |
| 2011年(平成23年) | ニュージーランド南島地震災害 |
| ・新興・再興感染症等の流行 | |
| 2002年(平成14年) | 中国・広州地域で重症呼吸器症候群(SARS)の流行。その後、全世界へ拡大。 |
| 2004年(平成16年) | 京都府で養鶏等への高病原性鳥インフルエンザ感染 |
| 2008年(平成20年) | 新型インフルエンザが全世界で流行 |
| 2010年(平成22年) | 宮城県で口蹄疫の流行 |

■高圧ガスタンク火災(平成 23 年 3 月・市原市)



(千葉市消防航空隊撮影)

■東日本大震災(平成 23 年 3 月・福島県南相馬市付近)



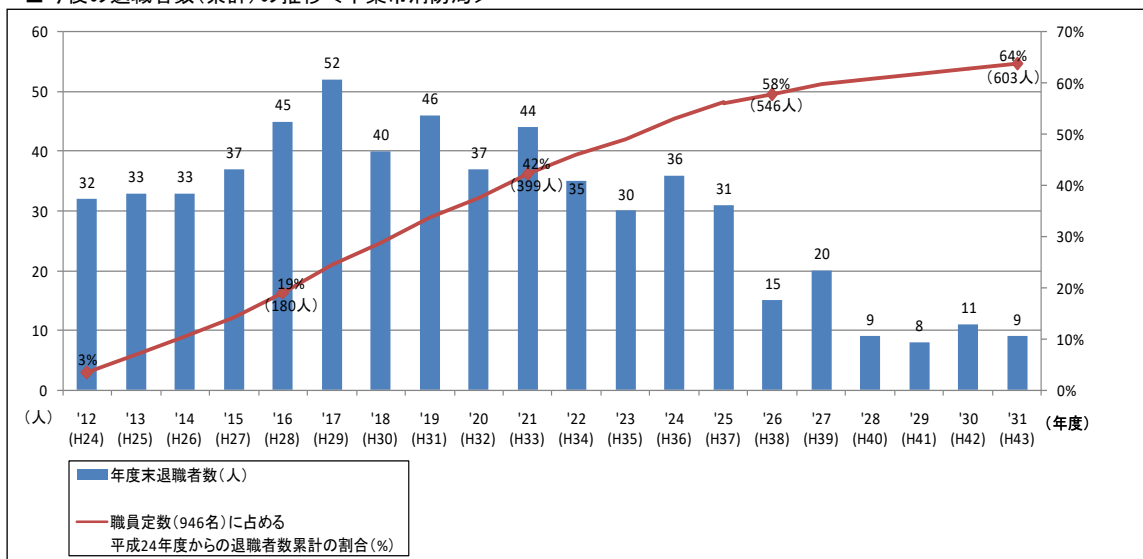
(千葉市消防航空隊撮影)

4 人材育成

今後、千葉市消防局では、多数の職員が定年退職を迎えます。2012年（平成24年）度から累計で、2016年（平成28年）度までに180人、2021年（平成33年）度までに399人、2026年（平成38年）度までに546人、2031年（平成43年）度までに603人の職員が退職することが想定されています。

平均年齢の若返りが図られる一方、経験の浅い若年層職員が多くなることから、知識、技術及び経験等のノウハウの伝承、資格者の養成・確保が課題となっています。また、地方分権の進展や、複雑多様化する法規制など、時代潮流の変化に的確に対応する職員の育成も重要な課題となっています。

■今後の退職者数(累計)の推移<千葉市消防局>



■初任科(新規採用消防職員)教育訓練



5 技術革新

(1) 情報通信技術の有効活用

平成 13 年に国において「e-Japan 戦略」が決定されて以降、情報通信基盤の整備が進められ、携帯電話、ブロードバンド⁹・サービスの普及、地上デジタル放送の開始や消防救急無線のデジタル化など、情報化社会へ急速に進展しています。また、ITS¹⁰など情報通信技術を活用して、人々の暮らしを豊かにする仕組みや、人々の安全・安心をサポートする取組みが始まっているところです。こうした情報通信技術の有効活用は、より質の高い消防サービスの提供に繋がります。

(2) 新たな技術への対応

ハイブリット車、電気自動車、バイオ燃料、家庭用燃料電池や太陽光発電など、環境技術を中心とした新たな技術の普及が進んでいます。

こうした新たな技術は、人々の暮らしを豊かにする一方、今まで想定されなかった原因による火災や災害を引き起こすなど、市民の日常生活を脅かす危険性も秘めています。こうした危険情報を収集するとともに、日頃から新たな技術に対する知識や見識を広め、万が一に備え、火災予防面、消防活動面の対策を整えることが必要です。

6 環境問題への取組み

地球温暖化対策の具体化は国際社会における重要な課題となっており、我が国としては、温室効果ガス排出量を 2030 年度（令和 12 年度）までに 2013 年度比 46%削減するという目標を掲げています。

本市としても全庁的に取り組んでいる課題であり、千葉市消防局では、自動車排出ガス規制に基づく削減対策を講じた消防車両への更新を図るなど、環境面に配慮した取組みを実施します。

⁹ DSL 回線、光回線、ケーブルテレビ回線、高速の携帯電話回線をはじめとした、高速・超高速通信を可能とする回線のこと。

¹⁰ 高度道路交通システム。様々な情報通信技術によって、人と道と車を一つに結ぶ技術。カーナビゲーションシステム、ITC、安全運転サポートシステムなど 9 つの分野で開発が行われている。また車以外でも歩行者へのナビゲーションシステム、携帯電話等でバス運行時間を配信するサービスなどもある。

第2節 基本理念

市民の信頼と負託に応えるため、職員一人ひとりが、任務に誇りと使命感を持ち、あらゆる事象に迅速的確に対応できる消防体制を確立するとともに、より質の高い消防行政サービスを提供できる組織を構築し、「安全・安心のまち・千葉市」の実現を目指します。

私たち千葉市消防局は、市民の信頼と負託に応えるため、火災から生命、身体及び財産を保護するとともに、地震等の災害を防除し、これら災害による被害を軽減するほか、災害等によるケガ人や急病人（以下「傷病者」という。）の搬送を適切に行うことを任務とする組織です。

今、私たちは、超高齢社会の進展や人口減少社会の到来、社会経済情勢の急速な変化、国及び地方における財政の危機的状況など、難しい行政運営が求められる状況に直面しています。

また、大規模地震、地球温暖化の影響と見られる大型台風や、局地的集中豪雨などの自然災害の発生、新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症の汎発流行、個室型遊興店舗、雑居ビル、社会福祉施設等における火災の発生など、市民の安全・安心を脅かす災害は、大規模化、複雑多様化しています。

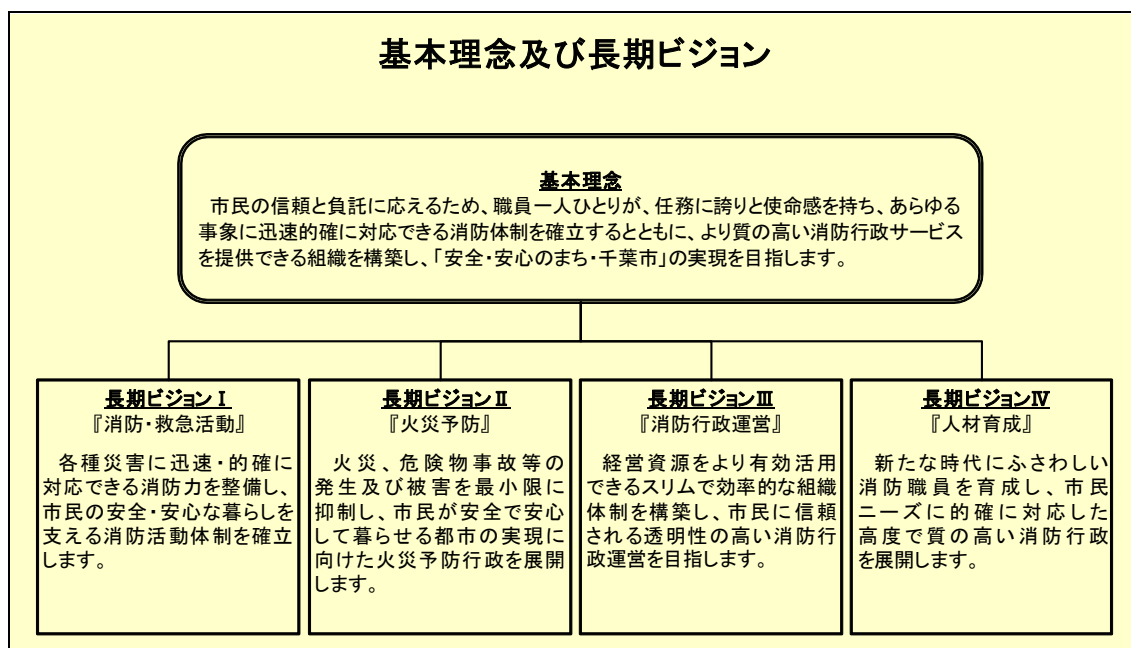
しかし、私たち千葉市消防局は、様々な課題を乗り越えながら、いかなる情勢下においても、「市民の安全・安心を守る」を第一義として、職員一人ひとりが、任務に誇りと使命感を持ち、不断の努力によって、大規模震災、自然災害、火災及び救急需要等、あらゆる事象に迅速かつ的確に対応できる消防体制を整備するとともに、市民に、より質の高い消防行政サービスが提供できるよう全職員一丸となって、「安全・安心のまち・千葉市」の実現に向け、全力で取り組んで参ります。

■セーフティーちば(千葉市消防局・千葉市中央消防署合同庁舎)



第3節 目指す姿（長期ビジョン）

基本理念の実現に向け、本市を取り巻く「1 時代背景と課題」を踏まえた上で、「消防・救急活動」、「火災予防」、「消防行政運営」、「人材育成」という分野から、次のとおり4つの長期ビジョンを設定しました。この4つの長期ビジョンは、今後20年間に千葉市消防局が目指す姿、基本目標を示しています。



■消防出初式



長期ビジョンI 『消防・救急活動』

各種災害に迅速・的確に対応できる消防力を整備し、市民の安全・安心な暮らしを支える消防活動体制を確立します。

課題

大規模震災、大型台風及び局地的集中豪雨等の自然災害の発生、新型インフルエンザ等の汎発流行、テロ災害、列車脱線事故、社会福祉施設、個室型遊興店舗や雑居ビルにおける火災など、近年、災害は、大規模化、複雑多様化しています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、かつてないほどの巨大津波の発生により多くの人命が失われ、さらには、原子力発電所における事故により、過去に例を見ない対応が求められました。また、本市において、今後 30 年の間に震度 6 弱以上の地震が 62%の確率で発生すると予測されるなど、市民の安全・安心を脅かす大規模地震等が発生する脅威が潜在しています。

一方、救急出動件数は、年間約 5 万 8 千件に上るとともに、全搬送人員に占める高齢者（65 歳以上）の割合が増加傾向にあること、さらに、高齢者の傷病程度は中等症以上の割合が多く重篤化する傾向があることなどから、超高齢社会の到来に対応した救急活動が求められています。

取組の基本方向

消火、救助、救急活動などの消防活動は、私たちの組織の基本活動です。

大規模地震等発生時の脅威や、複雑多様化する災害、高い救急需要への対応など、消防ニーズは依然高い状況にあります。加えて、超高齢社会の到来に伴う高齢者などの災害時要援護者の増加、地球環境の変化、新興・再興感染症の脅威など、これまでに想像できなかったような様々な要因による災害発生時の危険性などにより、新たな消防ニーズが発生する懸念があります。

こうした情勢下においても、様々な課題を乗り越えながら、市民の安全・安心な暮らしを守るために、災害時に消防力を最大限発揮できる消防活動体制の整備に努めて参ります。

■東日本大震災時の捜索活動(平成 23 年 3 月・岩手県陸前高田市)



■救急活動



長期ビジョンⅡ 『火災予防』

火災、危険物事故等の発生及び被害を最小限に抑制し、市民が安全で安心して暮らせる都市の実現に向けた火災予防行政を展開します。

課題

消防白書によると、全国の住宅火災による死者数は減少傾向にあるものの、依然として年間 1,000 人に近い高水準にあり、高齢者の占める割合割合は約 70%という状況が続いています。

さらに、近年、社会福祉施設等における火災により、高齢者をはじめとする多くの災害時要援護者が犠牲となっています。

また、社会福祉施設以外の比較的小規模な施設、特に雑居ビル内店舗などにおいて多数の人的被害を伴う火災が発生しています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災時には、市原市の石油精製工場において高圧ガスタンク火災が発生しました。爆発等の危険性から付近住民に避難勧告が発令されたばかりでなく、ガソリンの出荷停止による社会的な混乱を招くなど、社会的、経済的被害をもたらしました。

このように住宅から大規模事業所や、危険物施設等に至るまでひとたび火災が発生すると、甚大な被害をもたらす恐れがあります。

取組の基本方向

火災を未然に防ぐことや、地震等の災害による被害を軽減することは、私たちの重要な任務の 1 つです。

今後、超高齢社会の到来に伴い、高齢者が入所する社会福祉施設等が増加することや、住宅火災による死者数の半数以上が高齢者であることなどから、万が一、災害等が発生した場合、高齢者をはじめとする多くの災害時要援護者が犠牲になることが懸念されます。

私たちは、こうした犠牲者を 1 人でも減らすために、火災や、危険物事故等の発生、被害を未然に防ぐこと、そして、被害を最小限に抑制することを目的に、更なる住宅防火対策の推進や、査察等の実施による防火安全対策の推進など、今後の社会情勢等に対応した火災予防行政を展開して参ります。

■住宅火災(平成 21 年 6 月・千葉市)



■高圧ガスタンク火災(平成 23 年 3 月・市原市)



長期ビジョンⅢ 『消防行政運営』

経営資源をより有効活用できるスリムで効率的な組織体制を構築し、市民に信頼される透明性の高い消防行政運営を目指します。

課題

本市においては、経済情勢の悪化に伴う市税収入の大幅な減少など歳入が伸び悩む一方、超高齢社会の到来に伴う社会保障費など義務的経費の増加等により、実質公債比率が20%を超えるなど、財政の硬直化が進みました。現在、実質公債比率は約11%まで低下しましたが政令市20市中19位と、引き続き厳しい財政状況となっております。

一方で、災害は、大規模化、複雑多様化し、あらゆる災害等に対応できる万全な消防体制を整備しなければなりません。

限られた経営資源（人員・予算・消防装備など）の中で、行財政改革の取組みを推進しつつ、市民の信頼と負託に応えるため、より質の高い行政サービスを提供できる消防行政運営が求められています。

取組の基本方向

安全で災害に強いまちづくりを進める上で、都市防災基盤の1つである消防防災体制を整備することは重要な行政課題です。

限られた経営資源の中で、あらゆる災害等に対応できる消防体制を整備するために、消防需要を的確に把握し、事務事業の見直しや事務の効率化を図りつつ、重点を置くポイントを見極め、業務執行体制の見直しなど、経営資源をより最大限に活用できるスリムで効率的な組織体制を構築します。

また、「安全・安心のまち・千葉市」を実現するためには、市民の千葉市消防局に対する理解と協力が不可欠であること、地方自治の精神に基づき、市民参加・協働の機会拡大が図られること、さらに、大規模震災時など、本市消防力を超える災害が発災した場合、「自助」、「共助」が減災に重要な役割を担うことから、消防行政に対する市民参加・協働を推進するとともに、消防広報の充実など市民から信頼される透明性の高い消防行政運営を目指して参ります。

■緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練(千葉市消防局部隊)



■九都県市防災訓練(市民による初期消火訓練)



長期ビジョンⅣ 『人材育成』

新たな時代にふさわしい消防職員を育成し、市民ニーズに的確に対応した高度で質の高い消防行政を展開します。

課題

今後 20 年間、2012 年（平成 24 年）度から累計で 603 名（条例定数 946 名の約 64%）の消防職員が退職します。平均年齢の若返りが図られる一方、経験の浅い若年層職員が多くなることから、知識、技術及び経験等のノウハウの伝承、業務上必要とされる資格者の養成・確保が課題となっています。

また、地方分権の進展に伴い、地域が抱える課題を地域で解決するよう求められることなどから、条例制定権拡大に伴う政策立案能力を有する職員の育成や、新たな法規制に対応できる職員の育成など、時代潮流の変化に的確に対応できる人材の育成が課題となっています。

取組の基本方向

市民が行政から受けるサービスの質は、職員の資質に依るところがあります。

すなわち職員資質の向上は、行政サービス向上に繋がります。また、職員一人ひとりのレベルアップは、組織全体のレベルアップに繋がります。

貴重な「人材」を「人財」とすべく、組織が総力を挙げて、人材育成について取り組み、「私がやらずに誰がやる」という気概を持つ職員の育成、経験の浅い若年層職員への知識、技術及び経験等のノウハウの伝承、地方分権の進展、複雑化する法規制など、時代潮流の変化に的確に対応した職員の育成、資格者の養成など、新たな時代にふさわしい人材づくりを目指すことにより、高度で質の高い消防行政を展開して参ります。

■初任科(新規採用消防職員)教育訓練



■救急救命士再教育訓練

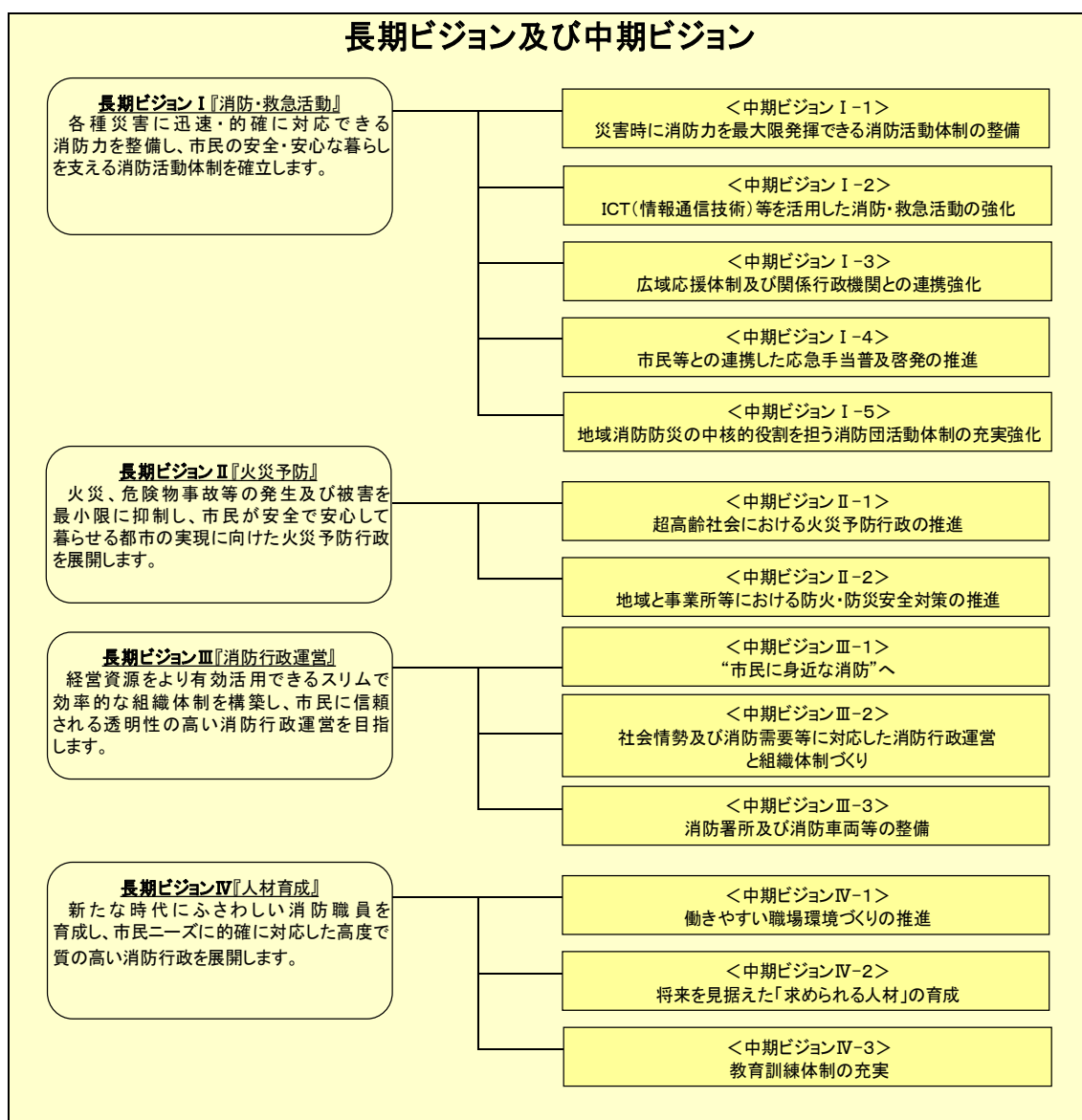


第3章 重点的な施策及び取組事項【実施計画編】

第1節 施策の方向（中期ビジョン）

長期ビジョンで示した「千葉市消防局が目指す姿」というグランドデザインを実現するための中間目標として、今後10年間（2023年（令和5年）度～2032年（令和14年）度）に取り組む施策の方向を示しています。

長期ビジョンⅠ～Ⅳに対する中期ビジョンは、下記のとおりです。



長期ビジョンⅠ『消防・救急活動』

各種災害に迅速・的確に対応できる消防力を整備し、市民の安全・安心な暮らしを支える消防活動体制を確立します。

中期ビジョンⅠ－１ 災害時に消防力を最大限発揮できる消防活動体制の整備

千葉市消防局は、昭和23年3月の自治体消防発足以来、本市における都市化の進展に適切に対応するため、消防庁舎、消防装備などの消防力の整備を図り、市民の安全・安心の確保に努めて参りました。

こうした中、令和元年の大雨では土砂災害による死者が発生するなど、大規模な自然災害の発生が懸念されています。

さらに、近年、各地で消防職員の殉職が発生しており、安全管理体制に課題が投げかけられています。

千葉市消防局では、大規模化・複雑多様化する災害に対応していくため、消防装備等のさらなる充実を図るほか、安全管理体制の強化を図るため、マニュアル等の作成や研修の開催など、災害時に消防力を最大限発揮できるための体制を整備します。

■支援車Ⅰ型(平成23年3月緊急消防援助隊出動時)



■梯子車からの梯上放水



中期ビジョンⅠ-2 ICT（情報通信技術）等を活用した消防・救急活動の強化

近年、5Gをはじめとする通信技術の高度化、クラウドサービスの普及、ビッグデータを活用したAI解析技術の進歩、SNS等の新しいコミュニケーション手段の増加など、ICTの急速な進展に伴い、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、この変化に対応するため、平成27年度からICTを活用して、救急隊、医療機関及び指令センターが傷病者の受入れに必要な情報等を共有できる救急情報共有システムを導入していますが、さらにシステム運用上の課題を抽出し改善していくことで、救急活動の効率化を図っています。

また、消防分野においても近年、資機材の軽量・小型化、ワイヤレス化や新たな繊維や素材使用による難燃性や活動性の向上が図られた防火衣をはじめとした個人装備の開発等、技術革新が進んでいます。これらを踏まえ、消防戦術の見直しや消防活動の技能向上と併せて、こうした技術革新等により開発された装備等を活用することは、消防活動全体の強化に繋がります。

このような消防・救急活動におけるICTや先端技術の活用は、市民の安全・安心を守るために必要であることから今後も積極的に導入し、消防・救急活動の強化を図ります。

中期ビジョンⅠ-3 広域応援体制及び関係行政機関との連携強化

大規模地震、自然災害、テロ・武力攻撃、石油コンビナート地区における災害、列車事故など、一市町村の消防防災力を超える大規模災害を想定した広域応援体制の強化が求められています。こうした広域応援体制が有効に機能するためには、情報通信機器などのシステムを強化するとともに、定期的な連携訓練を実施する必要があります。

このことから千葉市消防局では、「消防救急無線の広域運用」及び「消防指令業務の共同運用」を推進し、消防本部間の更なる相互応援体制の充実強化と効率的・効果的な消防指令通信体制の確立を図ります。

また、千葉県内で唯一消防防災ヘリコプターを有する本市として、航空消防力の強化に努めるとともに、消防防災ヘリコプターの広域的活動を推進し、千葉県及び県内消防機関との連携強化を図ります。

■緊急消防援助隊集結の様子(平成23年3月・福島県消防学校)



■東日本大震災時の空中消火(平成23年4月・福島県いわき市)



中期ビジョンⅠ－４ 市民等と連携した応急手当普及啓発の推進

突然の心停止となった傷病者を救命するためには、バイスタンダー（心停止の場に居合わせた人）がいち早く適切な心肺蘇生法を行うことが必要不可欠なことから、市民ボランティアである応急手当インストラクター等と協働して心肺蘇生法をはじめとする応急手当の普及啓発に努めます。

■救命講習会



中期ビジョンⅠ－５ 地域消防防災の中核的役割を担う消防団活動体制の充実強化

大規模災害時には、行政の対応能力を超える被害の拡大が懸念されるところであり、地域消防防災の中核的役割を担う消防団員が重要な役割を担っています。

全国各地で災害が激甚化・頻発化する中、大規模災害になればなるほど、地域に密着する消防団の迅速な対応により、多くの人命が救われています。

引き続き、消防団の充実強化を図るためには消防団員数の確保が不可欠であることから、消防団員数の減少理由を検証し、幅広い市民の入団促進及び消防団協力事業所表示制度の推進に取り組みます。また、平成 25 年度からの千葉県内における消防救急無線デジタル方式移行に対応するため、消防団活動の基本となる消防団無線についてもデジタル化の整備を図ります。

さらに、消防団器具置場については、災害時の活動拠点として、ポンプ積載車両の整備と併せて、老朽化が進んでいる消防団器具置場の更新・整備を図ります。

■消防団操法大会



長期ビジョンⅡ『火災予防』

火災、危険物事故等の発生及び被害を最小限に抑制し、市民が安全で安心して暮らせる都市の実現に向けた火災予防行政を展開します。

中期ビジョンⅡ－１ 超高齢社会における火災予防行政の推進

全国の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。以下同じ。）は、住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、ここ数年減少傾向にあるものの、依然、1,000人に近い状況が続いており、そのうち約7割が65歳以上の高齢者となっています。

本市においても、住宅火災による死者における高齢者の占める割合は増加傾向にあります。

今後、超高齢社会の到来に伴い、懸念されている住宅火災による高齢者の死者数増加への低減対策として、住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器等の更なる設置普及を図ります。

また、大規模地震発生により、停電後の復旧時に発生する通電火災の対策に効果的である感震ブレーカーの普及啓発を併せて実施していきます。

中期ビジョンⅡ－２ 地域と事業所等における防火・防災安全対策の推進

放火（疑いを含む）が依然、出火原因の第1位を占めていることから、放火されない街づくりを目指し、地域と連携を図り、放火火災防止対策を推進します。

また、全国的に比較的小規模な施設、特に雑居ビル内において、多数の人的被害を伴う火災が発生しています。このような火災危険性が存する対象物はもちろんのこと悪質性が高い違反に対して遅滞なく違反処理を行い、全ての査察対象物に対して適切な頻度で査察を実施して、防火安全対策の推進に取り組んで参ります。

さらに、大規模事業所や危険物施設において、災害が発生すると、人的、物的被害が甚大なものとなることから、外郭団体及び協力団体等との更なる連携強化に努め、自衛防災組織の対応能力の強化を図るとともに、安全管理体制の質的充実为重点を置いた立入検査を計画的に行うことにより、地域及び事業所等における防火・防災安全対策の推進を図ります。

長期ビジョンⅢ 『消防行政運営』

経営資源をより有効活用できるスリムで効率的な組織体制を構築し、市民に信頼される透明性の高い消防行政運営を目指します。

中期ビジョンⅢ－１ “市民に身近な消防”へ

「安全・安心のまち・千葉市」を推進するためには、市民の消防に対する理解と協力が不可欠なことから、消防広報の充実を図り、積極的に情報提供を行い、市民に信頼される消防を目指します。

中期ビジョンⅢ－２ 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり

東日本大震災など大規模震災の発生、全国各地で見られる大型台風や局地的集中豪雨などの自然災害、大規模事業所における火災や、列車事故など、災害は、大規模化、複雑多様化しています。また、救急出動件数は年間約５万８千件にも上り、救急業務及び予防業務においては高度化に伴い、専門性が増えています。

一方で、社会経済情勢の悪化、本市における厳しい財政状況、今後の人口減少社会への対応など、経営資源を最大限に活用する組織体制が求められています。

こうした状況下においても、引き続き、市民の安全・安心を守るためには、事務事業の見直しや、事務の効率化を図るとともに、これからの組織戦略目標を定め、経営資源（人員、予算、消防装備など）の再配分・組織体制の見直しを行い、経営資源を最大限に活用する消防行政運営を目指します。

中期ビジョンⅢ－３ 消防署所及び消防車両等の整備

消防活動拠点として機能を十分発揮できる庁舎整備を推進するとともに、環境に配慮した消防車両・装備等の導入を進め、運用に必要な資格・免許の取得を推進します。

長期ビジョンⅣ『人材育成』

新たな時代にふさわしい消防職員を育成し、市民ニーズに的確に対応した高度で質の高い消防行政を展開します。

中期ビジョンⅣ-1 働きやすい職場環境づくりの推進

所属長のマネジメント力の発揮や職員の意識改革を通じて、業務や働き方の見直しを図り、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現します。

また、職員が能力を発揮しやすく、風通しの良い、魅力ある職場環境づくりに努めます。

さらに、産業医と連携しつつ健康管理対策に係る知識の向上を図るとともに、心身の健康障害の予防、早期発見・治療を推進します。

中期ビジョンⅣ-2 将来を見据えた「求められる人材」の育成

行政が提供するサービスの質は、職員の資質に依るところがあり、職員一人ひとりのレベルアップは、組織全体のレベルアップに繋がります。「人は城、人は石垣、人は堀」と言われるように、人材は貴重な財産であり、人材育成は、市民サービスの向上に直結することから、消防職員として求められる人材の育成体制を確立するとともに、不祥事防止対策の徹底を図ります。

また、複雑で予測困難な社会環境の変化にも対応できるよう、組織を牽引する幹部職員の能力向上に努めます。

さらに、消防業務上必要な資格保持者及び免許保有者を計画的に養成するとともに、警防、救急、予防等の業務ごとに職員の技能向上を図り、高度で専門的な知識、技術を有する職員を育成します。

■火災原因調査発表会



■救急救命士の再教育



中期ビジョンⅣ－３ 教育訓練体制の充実

消防職員の大量退職に伴う新規採用職員の増加や火災件数の減少により、災害現場経験の少ない若年層職員が増加し、災害対応能力の低下が懸念されています。

また、近年の災害の様態は、大規模・複雑多様化しており、より高度な消防活動が求められ、救急業務や予防業務に関しても知識技術の高度化への対応が課題となっています。

若年層職員に対する効果的な教育訓練を実施するため、VR技術等を活用した各種訓練を実施するとともに、消防職員の知識技術の向上を図るため、ICT技術を活用した教育訓練を展開し、教育訓練体制の充実を図ります。

また、老朽化している施設の改修及び資機材の更新を図り、教育訓練が円滑にできる環境を整備します。

■初任科(新規採用消防職員)教育訓練



第2節 施策の内容（個別事業計画）

中期ビジョンの実現に向けた具体的な施策・事業を示しています。10年後の到達目標を定め、3か年の短期目標を設定し、取り組み内容を記載しています。

1 中期ビジョンⅠ-1～5『消防・救急活動』

社会経済情勢や、環境の変化に対応しつつ、様々な課題を乗り越え、大規模化、複雑多様化する災害に適切に対応するため、ICT（情報通信技術）や技術革新により開発された消防装備等の活用、広域応援体制及び関係行政機関との連携強化などにより、災害時に消防力を最大限に発揮できる消防活動体制を整備します。

また、地域消防防災の中核的役割を担う消防団活動体制の強化や、市民等との連携による救命率向上策の推進により、一人でも多くの人命を救助・救命できる体制を整備します。

中期ビジョンⅠ-1 災害時に消防力を最大限発揮できる消防活動体制の整備

| 事業番号 | 個別事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|------------------------|---|-----|
| I-1-1 | 指揮活動体制の強化 | 複雑多様で大規模化する各種災害に対応するため、指揮活動マニュアルを策定し各級指揮者へ定着させ、指揮活動体制の強化を図ります。 | 警防課 |
| I-1-2 | 大規模土砂風水害・震災を見据えた消防力の強化 | 土砂災害等対応資機材の導入、耐震性貯水槽を整備します。耐震性貯水槽（100t）が設置されている公園に、可搬型小型動力ポンプ及び防災器具収納庫を整備し、市内の防災能力の向上を図ります。 | 警防課 |

中期ビジョンⅠ-2 ICT（情報通信技術）等を活用した消防・救急活動の強化

| 事業番号 | 個別事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|-------------------------|---|-----|
| I-2-1 | ICT（情報通信技術）を活用した救急業務の推進 | 救急情報共有システムを運用・更新することで、救急活動時間を短縮させるとともに救急隊員の負担を軽減し、救急活動の効率化を図ります。 | 救急課 |
| I-2-2 | 技術革新等を活用した消防活動の強化 | 技術革新等性能向上が図られた資器材等の研究・活用及び装備や消防戦術の改良・見直し。「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」に準拠した個人装備を導入します。 | 警防課 |

中期ビジョンⅠ-3 広域応援体制及び関係行政機関との連携強化

| 事業番号 | 個別事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|-------------------------|--|-----|
| I-3-1 | 消防指令体制の充実 | 消防指令業務の共同運用により、各構成消防本部との広域応援体制の充実を推進します。共同指令センターの全体更新及び消防通信に関する設備の更新を行い、各防災機関との連携強化を図ります。効率的・効果的な消防指令通信体制を確立します。 | 指令課 |
| I-3-2 | 消防・防災ヘリコプターの広域的活動及び機能強化 | 消防防災ヘリコプターにおける千葉県内での幅広い活用、広域的活動及び機能強化を推進し、災害に強いまちづくりの推進に貢献します。 | 航空課 |
| I-3-3 | 消防ヘリコプター「おとり1号、2号」の機体更新 | 老朽化する消防防災ヘリコプター「おとり1号、2号」の更新を実施します。 | 航空課 |

中期ビジョンⅠ-4 市民等と連携した応急手当普及啓発の推進

| 事業番号 | 個別事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|---------------------|---|-----|
| I-4-1 | 市民等と連携した応急手当普及啓発の推進 | 「応急手当インストラクター」と協働した普及啓発を推進します。 児童（小学4～6年生）を対象とした「こども救命講習会」の開催及び 応急手当ジュニアインストラクター講習を開催します。 | 救急課 |

中期ビジョンⅠ-5 地域消防防災の中核的役割を担う消防団活動体制の充実強化

| 事業番号 | 個別事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|---------------------------------------|--|-----|
| I-5-1 | 消防団入団促進活動の実施及び 消防団協力事業所表示制度の推 進 | 消防団入団促進活動の実施、消防団協力事業所表示制度を推進すること により、消防団員の確保に努めるとともに、消防団と事業所との連携・ 協力体制を強化し、地域における消防防災体制の充実強化を図ります。 | 総務課 |
| I-5-2 | 消防団無線のデジタル化整備 | 消防団無線のデジタル化整備を図ることにより、現行の消防団活動体制 を確保するだけでなく、大規模震災時等の通信手段の確保、さらには、 消防団活動の向上を図ります。 | 総務課 |
| I-5-3 | 消防団器具置場及び小型動力ポ ンプ付き積載車の整備 | 地域における消防団の活動拠点である消防団器具置場の整備と消防団活 動機材である小型動力ポンプ付き積載車の整備を図ります。 | 総務課 |

■東日本大震災時の捜索活動（平成 23 年 3 月・岩手県陸前高田市。千葉市消防局部隊）



I-1-1 指揮活動体制の強化

多種多様な用途・場所における火災や、CBRNE※などの特殊災害、多数傷病者の発生事案等、複雑で大規模化する災害に対応するためには、消防職員の活動能力の向上は基より、初動時に各級指揮者が災害現場を的確に把握し、部隊を指揮することが重要です。

このような災害に迅速かつ的確に対応するため、指揮活動マニュアルを作成し、各級指揮者の指揮能力の向上を図ります。また、指揮活動を円滑にすすめるために、ICT 端末や画像共有システム等の導入を検討し、指揮活動体制の強化を図ります。

※CBRNE 災害…化学剤・生物剤・放射線物質・核・爆発物による災害をいう。

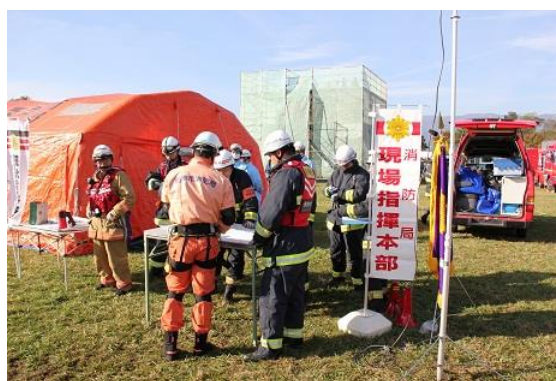
■現場指揮本部(緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練)

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

・指揮活動マニュアルを策定し活用して検証するとともに、マニュアルを確定し定着させ、指揮活動体制を強化する。

到達目標（10年後）【令和14年度】

・指揮活動マニュアルの現場検証結果を基に、随時見直しを図る。



実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|-------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|-------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | 指揮活動初動マニュアルの活用と検証 | 各級指揮者へ学校研修等によりマニュアルの定着 | | | | 現場での検証結果を基に、マニュアルの随時見直し | | | | |

成果指標

■指揮活動（初動）マニュアルの策定・検証・定着

【各級指揮者（司令長以下）研修等参加率】

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 100% | 活動におけるマニュアルの適合率 | |
| 実績値 | 0% | | | |

I-1-2 大規模土砂風水害・震災を見据えた消防力の強化

近年多発する台風や集中豪雨などの大規模な土砂災害を伴う風水害や東日本大震災のような大規模地震は、発生すると同時多発的に被害が広がることが予測されます。

このように火災や土砂災害・倒壊建物等が広範囲かつ点在して発生すると、消防力が分散され、効果的な消防活動を行うことが困難となることから、より迅速かつ多くの災害へ対応するため、効果的な資機材の導入や保有する消防力を最大限に活用するための体制を強化します。また、緊急消防援助隊土砂風水害機動支援部隊として登録されていることから、土砂災害等対応資機材を活用することでより効果的な運用を図るとともに、各種活動隊との連携強化を図ることができます。

さらに、大規模地震発生時においては、火災への早期対応が必要となりますが、道路寸断や水道管の破裂などにより、消火活動への影響が大きくなるため、地域に耐震性貯水槽を整備することで消防用水を確保し、また火災への初期対応として消防隊と地域防災の活動を繋げるための整備を進め、被害の軽減を図ります。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・土砂災害等対応資機材を2台整備
- ・耐震性貯水槽（40m³）を3基整備
- ・可搬型小型動力ポンプを収納した防災器具収納庫を3基の整備

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・土砂災害等対応資機材を2台整備
- ・耐震性貯水槽（40m³）を10基整備
- ・可搬型小型動力ポンプを収納した防災器具収納庫を10基整備

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--|---|--------------|--------------|--------------|---------------|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ①緑署へ土砂風水害対応資機材配備 ②耐震性貯水槽を1基設置 ③可搬型小型動力ポンプを1基整備 | ①若葉署へ土砂風水害対応資機材配備 ②耐震性貯水槽を1基設置 ③可搬型小型動力ポンプを1基整備 | | | | | ・耐震性貯水槽を1基設置 ・可搬型小型動力ポンプを1基整備 | | | |

成果指標

■土砂風水害対応資機材の整備

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 2台 | 達成 | 達成 |
| 実績値 | 0台 | | | |

■消防水利の整備（耐震性貯水槽40m³以上【市有地】）

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | — | 129基 | 132基 | 136基 |
| 実績値 | 126基 | | | |

■可搬式小型動力ポンプ等の整備

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | — | 81基 | 84基 | 88基 |
| 実績値 | 78基 | | | |

■令和元年度房総半島台風における災害対応



■土砂風水害対応資機材



I-2-1 ICT（情報通信技術）を活用した救急業務の推進

救急出動件数は救急業務開始以来増加を続けており、近年では傷病者の搬送先医療機関がなかなか決まらない「搬送困難事案」が多く発生しています。

このような社会情勢の中、本市では平成27年度から救急情報共有システム（第1次）の運用を開始し、令和2年度にシステム更新（第2次）を行い運用を継続しているところです。このシステムにより、救急隊、医療機関及び指令センターが傷病者の受入れに関する情報を共有するとともに、これまで救急隊が電話により1件ずつ行っていた受入照会を、複数の医療機関に一斉に行うことができるようにしたことで、活動時間の短縮、コミュニケーションエラーの削減等、救急活動の効率化が図られています。

また、第2次システムでは、救急隊が活動中に入力した情報を救急業務実施報告書に反映させることで、報告書作成の時間を大幅に削減し救急隊員の労務負担の軽減が図られています。

今後は現システムでの課題を抽出し、次回のシステム更新に反映させより使いやすいシステムを構築していくとともに、救急出動に関するビッグデータを解析し救急需要予測をすることで、より機動的・効率的な救急活動の構築を図ります。

■救急情報共有システム



短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・救急隊の活動時間の短縮

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・救急情報共有システムの運用により救急業務が効率化されている。

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|-------------------|--------------|--------------|-----------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| 計画事業 | ← 第2次システムの運用・更新準備 | | 第3次システムへ更新 | 第3次システムの運用 第4次システムへの課題抽出及び更新準備 | | | → | 第4次システムへ更新 | ← 第4次システムの運用 → | |

成果指標

■救急隊の活動時間（入電～帰所）

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 80分 | 75分 | 70分 |
| 実績値 | 93.4分 | | | |

I-2-2 技術革新等を活用した消防活動の強化

近年、消防資器材の軽量・小型化、ワイヤレス化や新たな繊維や素材使用による難燃性や活動性の向上が図られた防火衣・活動服等個人装備の開発等、消防分野においても技術革新が進んでおり、個人装備の開発に合わせ、総務省により「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の改正がなされ、適切な装備の使用が推奨されることとなります。

同時に、社会情勢の変化や法令改正により義務化が図られる装備も増えていくこととなります。

また、消防救急無線のデジタル化など、ICT（情報通信技術）の分野においても、高度な情報の送受信が可能になるなど、これからの高度利用が期待される分野もあります。

これらをふまえ、装備や消防戦術の改良・見直しを図り、消防職員の活動技能の向上と併せて、こうした技術革新等により開発された装備等を活用することは、消防活動能力の強化・向上に繋がることから、将来的に導入可能な資器材の調査を実施するとともに、消防装備更新時期に併せて、順次導入を図ります。

さらに、ICT 技術を活用したタブレット端末間の映像伝送技術を導入し、より迅速に視覚的情報を部隊間で共有できる体制の確立を図ります。

■ISO規格防火帽



短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・技術革新等により開発された資器材の研究及び導入の検討
- ・消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインに即した個人装備の導入

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・消防分野における技術革新等の活用が図られ、消防活動能力の強化・向上が図られる

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--------------|----------------|-----------|-------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 計画事業 | 予算要望 動作確認 | 各署において 試験運用 | | 検証結果により 運用方法等 の変更 | 資器材導入の検討 | | | | | |

成果指標

■技術革新等により開発された資器材導入の検討

| 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| — | 更新に併せて検討 | 更新に併せて検討 | 更新に併せて検討 |

■映像伝送装置の導入及び検証

| 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| — | 試験運用及び検証 | 本運用 | 検証結果により運用 方法等の検討 |

I-3-1 消防指令体制の充実

千葉県の北東部・南部ブロックの20消防本部（以下「構成消防本部」という。）が消防指令業務を共同運用する「ちば消防共同指令センター」（以下「共同指令センター」という。）の供用開始から10年が経過し、指令管制システムをはじめ、消防通信に関連する設備（※）の老朽化が進んでいることから、各システムの更新時期を迎えております。

また、近年の頻発化する大規模な自然災害や救急需要の急増等により、市民からの要請が各自治体の消防力を上回る事態もが発生していることから、構成消防本部間の相互応援体制の更なる強化が必要です。

そのため、指令管制システムをはじめとする消防通信に関する設備をこれまでの運用実績を効果的に反映させた上で更新するとともに、最新技術を導入し、他都市への応援・他都市からの受援に係る通信指令体制を強化します。

※消防通信に関連する設備

- ・消防救急無線設備（県域一体事業）

千葉県市町村総合事務組合を整備主体とし、県域一体整備した消防救急無線の設備（基地局等）

- ・画像伝送システム（千葉市消防局保有）

画像伝送システムとは、高所監視カメラ施設（ポートタワー、北清掃工場、NTT 土気電波塔に設置）、衛星地球局設備、ヘリコプターテレビ電送システムで構成する災害映像システム

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・共同指令センターの全体更新を行います。
（R6～8年の3か年計画）
- ・画像伝送システムの更新を行います。
- ・消防救急無線設備の再整備事業を推進します。

■ちば消防共同指令センター



到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・高度化した共同指令センター等の運用によって、構成消防本部間の応援体制が充実し、相互に災害対応能力が向上する。

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|----------------|--------------|---------------------|--------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | 全体更新 関連支援業務 | 共同指令センター全体更新 | 画像伝送システム更新 更新前調査 | 画像伝送システム更新 | 消防救急無線設備再整備(県) ※事業員の提示がないため、予定への計 上はせず | | | | 指令機器の一部更新 | |

成果指標

■ 応援・受援に係る通報受付から出動指令までの時間

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | — | 3分00秒 | 2分30秒 | 2分30秒 |
| 実績値 | 3分20秒 | | | |



I-3-2 消防防災ヘリコプターの広域的活動及び機能強化

首都直下地震が想定されている関東地方などでは、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の発生確率は高くなっていると予測されており、千葉市直下を震源とする「千葉県北西部直下地震」が発生した場合、多くの建物の倒壊や死傷者の発生など、甚大な被害が懸念されます。

大地震など大規模災害に備え、千葉県内で唯一消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）を保有する本市として、災害発生時の応急対策や被害の軽減のため千葉県との連携及びヘリコプターの広域的活動を実施し、航空消防防災体制の充実強化を図ります。

大規模災害発生時において、被害等の情報収集は非常に重要であることから、災害時におけるヘリコプターによる情報収集や応急対策、復旧・復興対策など千葉市内はもとより千葉県全域で幅広く活用し、災害に強いまちづくりを推進します。

また、ヘリコプターの広域的活動体制を強化するために、引き続き千葉県内の消防機関等と連携し、ヘリコプターと陸上の消防隊等と各種災害を想定した航空連携訓練を実施します。

更には、千葉県全体におけるヘリコプターの機能を強化するため、現在の平日昼間の運航体制を、今後は土日・祝日を含めた 365 日昼間運航体制の早期実現に向け検討を進めます。

■航空連携訓練



短期目標（3か年）【令和 5～7 年度】

- ・千葉県内の消防機関等を対象とした航空連携訓練の実施
- ・土日・祝日を含めた 365 日昼間運航体制の確立

到達目標（10年後）【令和 14 年度】

- ・消防防災ヘリコプターによる千葉県との連携、広域的活動及び機能強化により、県内消防機関等との連携強化が図られ、災害に強いまちづくりが推進される。

実施スケジュール【令和 5～14 年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ← 365日昼間運航体制 | | | | 航空連携訓練実施 | → | | | | |

成果指標

- 千葉県内消防機関等を対象とした航空連携訓練回数及び 365 日昼間運航体制の確立

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 45回 | 45回 | 45回 |
| | ← 365日昼間運航体制 | | | |
| 実績値 | 15回 平日昼間運航体制 | | | |

I-3-3 消防ヘリコプター「おおとり1号、2号」の機体更新

令和4年4月1日現在、千葉市所有の消防防災ヘリコプター「おおとり2号」は運航開始から23年、「おおとり1号」は16年が経過することから、計画的に機体の更新を進めます。

機体の運航年数が長期に渡ると、老朽化のため不具合が増加し、定期的な整備だけでは補いきれなくなり、小さな不具合から直ちに多くの人命に被害を及ぼす大事故に繋がる危険性があります。

安全な飛行を行うためには、航空法に定められた点検やオーバーホールなどの整備を実施するほか、機体やエンジンの経年劣化による金属疲労などを防ぎ、予期せぬ故障に伴う事故の抑制が必要です。

このため優れた安全性能を有し機能が向上した機体に更新することにより、市民の安全安心のための安定した航空消防防災体制が確保でき、市内で発生する火災、救助、救急、情報収集等の出動のほか、大規模災害発生時には迅速的確な消防活動を展開し被害の軽減を図ります。

■おおとり1号機、2号機



短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・「おおとり2号」の機体製造、納入、運航開始

到達目標（10年後）【令和14年度】

「おおとり1号、2号」の更新完了

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | 「おおとり2号」の機体製造 | | 「おおとり2号」の運航開始 | | | | 「おおとり1号」の機体更新 | | | |

成果指標

■消防・防災ヘリコプター「おおとり1号、2号」の更新

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 「おおとり2号」の更新完了 | 「おおとり1号」の更新 | 「おおとり1号、2号」の更新 |
| 実績値 | — | | | |

I-4-1 市民等と連携した応急手当普及啓発の推進

突然の心停止となった傷病者を救命するためには、バイスタンダー（心停止の場に居合わせた人）がいち早く適切な心肺蘇生法を行うことが必要不可欠です。

本市では、バイスタンダーの育成を図るため、平成 23 年度から市民ボランティアである「応急手当インストラクター」と協働した救命講習を開催しており、累計 50,000 人以上の市民がこれを受講しています。今後も引き続き応急手当インストラクターと協働した応急手当の普及啓発を推進し、バイスタンダーによる応急手当実施率の向上を図ります。

また、子どもの頃から応急手当の重要性を認識することにより、将来、子ども達が成長した際もためらわず応急手当を実施できることを期待し、児童（小学 4～6 年生）を対象とした「こども救命講習会」を開催するとともに、子どもが子どもに応急手当を教える「応急手当ジュニアインストラクター」の養成を推進します。

■応急手当ジュニアインストラクターによるこども救命講習会



短期目標（3か年）【令和 5～7 年度】

- ・ 応急手当インストラクター講習の開催
- ・ こども救命講習会、応急手当ジュニアインストラクター講習の開催

到達目標（10年後）【令和 14 年度】

- ・ 応急手当普及啓発の推進により、バイスタンダーによる応急手当実施率が向上する

実施スケジュール【令和 5～14 年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当インストラクター講習の開催 ・ こども救命講習会の開催 ・ 応急手当ジュニアインストラクター講習の開催 | | | | | | | | | |

成果指標

■心肺停止傷病者に対するバイスタンダーによる応急手当実施率

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 55.0% | 57.5% | 60.0% |
| 実績値 | 48.7% | | | |

I-5-1 消防団入団促進活動の実施及び消防団協力事業所表示制度の推進

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関です。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第9条には、「国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。また、全国各地で災害が激甚化・頻発化する中、大規模災害になるほど、地域に密着する消防団の対応により、多くの人命が救われてきたところであり、地域住民が主体となる消防団の充実強化を図ることの重要性は、これまでの災害経験を踏まえた教訓です。

しかし、消防団員は、全国的にも減少傾向にあり、ピーク時は 200 万人を超えていた消防団員が初めて 80 万人を下回っています（令和 4 年 4 月 1 日現在）。併せて、消防団員の高齢化が進み、消防団員の就業形態は変化し、令和 4 年 4 月 1 日現在の被用者率は 7 割を超えています。よって、被用者・女性・学生を含む幅広い市民の入団促進により、消防団員の確保に努める必要があります。

このような状況において、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、家族等の消防団活動への理解を得られる活動しやすい環境を整備することが重要です。そこで本市では、事業所として消防団活動に協力し、地域への社会貢献を果たしていると広く認められる事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付しています。

災害に備え、地域の安全・安心を守るために、消防団入団促進活動の実施、消防団協力事業所表示制度を推進することにより、消防団員の確保に努めるとともに、消防団と事業所との連携・協力体制を強化し、地域における消防防災体制の充実強化を図ります。

短期目標（3 年間）【令和 5～7 年度】

- ・消防団入団促進活動の実施
- ・消防団協力事業所表示制度の推進

■消防団協力事業所の表示



到達目標（10 年後）【令和 14 年度】

- ・消防団入団促進活動の実施及び消防団協力事業所表示制度の推進により、地域における消防防災体制の充実強化が図られる

実施スケジュール【令和 5～14 年度】

| 年度 | 2023 (R6) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 計画事業 | 消防団入団促進活動の実施 | | | | | | | | | |
| | 消防団協力事業所表示制度の推進 | | | | | | | | | |

成果指標

■消防団協力事業所登録数

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 66事業所 | 75事業所 | 84事業所 |
| 実績値 | 57事業所 | | | |

I-5-2 消防団無線のデジタル化整備

消防救急無線については、「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成 25 年 4 月から千葉県域を1つとしたデジタル無線網により運用されることとなりました。

この県内全域における消防救急無線デジタル化に伴い、従来、消防団員が使用していたアナログ方式の受令機（受信専用の通信機器）は消防波を受信できなくなります。このことは、災害時に消防団員が出動指令を受令することができなくなるばかりか、災害活動時に常備消防隊の活動状況を把握できなくなるなど、消防団活動そのものに支障をきたすおそれがあります。また、東日本大震災の発生時には、受令機しか配備されていなかったため、沿岸部で避難誘導や水門閉鎖に当たった消防団員の活動状況が、消防本部・署側で把握できないケースが出ていたなど、携帯電話が不通となる大規模災害時には双方向型の無線機の整備が不可欠となっています。

消防団無線のデジタル化整備を図ることによって、現行の消防団活動体制を確保するだけでなく、大規模震災時等の通信手段の確保、さらには、消防団活動の向上を図ります。

■消防団 PR キャラクター

短期目標（3か年）【令和 5～7 年度】

- ・消防団無線デジタル化の推進

到達目標（10年後）【令和 14 年度】

- ・消防団無線のデジタル化整備完了。
更なる消防団活動の向上が図られている。



実施スケジュール【令和 5～14 年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 計画事業 | 消防団無線のデジタル化整備 | 消防団無線のデジタル化整備 | 消防団無線のデジタル化整備 | 消防団無線のデジタル化整備 | デジタル化完了 | | | | | |

成果指標

■消防団無線のデジタル化整備率【整備数／必要数（131 台）】

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 98% | 100% | 100% |
| 実績値 | 91% | | | |

I-5-3 消防団器具置場及び小型動力ポンプ付き積載車の整備

令和4年4月1日現在、消防団器具置場43棟及び小型動力ポンプ付き積載車42台の整備を図ってきたところですが、昭和40年代から昭和50年代に建設された消防団器具置場は、老朽化していることから建替が必要となります。

消防団器具置場については、地域における消防団活動の拠点となることから、順次、計画的に更新を進めます。

また、小型動力ポンプ付き積載車については、老朽化した車両の更新を図ります。小型動力ポンプ付き積載車を整備することにより、その地域における消防団員の機動力を向上させ、災害発生時における消防団員の現場到着時間の短縮を図るとともに、広範囲にわたる消防団活動の実施が可能となることから、地域における消防防災力の向上を図ります。

■小型動力ポンプ付き積載車(令和4年度購入)

短期目標(3か年)【令和5~7年度】

- ・消防団器具置場の建替3箇所
(生実、中野本郷、多部田)
- ・実施設計3箇所(中野本郷、多部田、原)
- ・小型動力ポンプ付き積載車更新8台
(登戸、高津戸、穴川、大日、武石、大宮、大巖寺、新宿)



到達目標(10年後)【令和14年度】

- ・消防団器具置場の整備及び小型動力ポンプ付き積載車等を更新し、消防団活動が充実することにより、地域における消防防災力の向上が図られる。

実施スケジュール【令和5~14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------|---------------------|--|
| 計画事業 | 消防団器具置場の整備【1か所】 小型動力ポンプ付き積載車の整備【3台】 | 消防団器具置場の整備【1か所】 小型動力ポンプ付き積載車の整備【2台】 | 消防団器具置場の整備【1か所】 小型動力ポンプ付き積載車の整備【3台】 | 消防団器具置場の整備【1か所】 小型動力ポンプ付き積載車の整備【3台】 | 消防団器具置場の整備【1か所】 小型動力ポンプ付き積載車の整備【3台】 | 消防団器具置場の整備【1か所】 小型動力ポンプ付き積載車の整備【2台】 | 消防団器具置場の整備【1か所】 小型動力ポンプ付き積載車の整備【2台】 | 消防団器具置場の整備【1か所】 小型動力ポンプ付き積載車の整備【2台】 | 小型動力ポンプ付き積載車の整備【3台】 | 小型動力ポンプ付き積載車の整備【1台】 | 消防団器具置場の整備【1か所】 小型動力ポンプ付き積載車の整備【1台】 |

成果指標

■消防団器具置場及び小型動力ポンプ付き積載車の整備実施数(令和5年度以降)

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 6箇所/8台 | 12箇所/16台 | 16箇所/22台 |
| 実績値 | 1箇所/3台 | | | |

2 中期ビジョンⅡ-1・2『火災予防』

超高齢社会の到来に伴い、今後、火災による高齢者の死者数低減を図るため、住宅防火対策及び社会福祉施設等における防火安全対策を推進します。

また、地域及び事業所等と連携を図り、放火されない街づくりの推進や、地域における自主防災組織の活動支援、大規模事業所、危険物施設及び小規模施設等における防火防災安全対策を推進します。

中期ビジョンⅡ-1 超高齢社会における火災予防行政の推進

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|-----------|---|-----|
| Ⅱ-1-1 | 住宅防火対策の推進 | 住宅火災による死者数に占める高齢者の割合が高いことから、超高齢社会の到来を見据え、住宅用防災機器等の設置普及を中心に住宅防火対策を推進します。 | 予防課 |

中期ビジョンⅡ-2 地域と事業所等における防火・防災安全対策の推進

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|----------------------|--|-------|
| Ⅱ-2-1 | 放火火災防止対策の推進 | 放火（疑いを含む）は出火原因の1位となっていることから、放火されない街づくりを目指し、放火火災防止対策を推進します。 | 予防課 |
| Ⅱ-2-2 | 火災危険性の高い防火対象物への的確な対応 | ICT機器等の導入により効率的な査察の実施を図り、火災危険性及び悪質性が高い重大違反対象物に対し、機を逸することなく違反処理を実施していきます。 | 査察対策室 |
| Ⅱ-2-3 | 安全安心の大規模事業所づくりの推進 | 危険物施設における安全管理体制の質的充実と、特定事業所における自衛防災組織の対応能力の強化を図ります。 | 査察対策室 |
| Ⅱ-2-4 | 保安3法係る施設等の安全対策の推進 | 関係団体が主催する各種研修に参加し、知識・技術の修得を図ります。また、県内で統一した保安基準の策定等を行います。保安3法の規制審査指針等について、関係法令の改正等を踏まえ改正を行い整備します。 | 指導課 |

■店舗併用住宅火災(平成19年4月・千葉市)



■住宅火災(平成22年9月・千葉市)



Ⅱ-1-1 住宅防火対策の推進

総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合は年々増加傾向にあり、本市においては、2025年(令和7年)27.4%(約26万7千人)、2035年(令和17年)30.5%(約29万人)、2045年(令和26年)34.5%(約31万5千人)に達すると見通しが示されるなど、超高齢社会を迎える見込みです。

全国の住宅火災による死者数を見ると、ここ数年減少傾向にあるものの依然として年間1,000人に近い高水準にあり、高齢者の占める割合が増加傾向にあります。本市においても、住宅火災による死者における高齢者の占める割合が増加傾向にあり、特に、一人暮らしの高齢者など、居住形態等に対応した防火体制の推進は、喫緊の課題となっております。

このことから、住宅用火災警報器の設置対策や、個別訪問による住宅防火指導の推進など、居住形態等に対応した更なる住宅防火対策を推進し、住宅火災による死傷者及び損害の低減を図ります。

また、大規模地震発生により、停電後の電気復旧時に発生する通電火災の対策に効果的である、感震ブレーカーの普及啓発を展開するとともに、火災の延焼危険が高い密集住宅市街地に対して地域単位の面(エリア)での設置を推進します。



短期目標(3か年)【令和5~7年度】

- ・住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の設置及び維持管理の推進
- ・防火知識の普及啓発
- ・感震ブレーカーの普及啓発

到達目標(10年後)【令和14年度】

- ・住宅用防災機器等が普及し、住宅火災の発生及び死傷者の低減が図られる
- ・感震ブレーカーの普及により、通電火災による被害低減が図られる

実施スケジュール【令和5~14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ・イベント等における広報活動の実施 ・一人暮らしの高齢者等、住宅防火訪問の実施 ・防火講話の開催 | | | | | | | | | |

成果指標

■本市における住宅用火災警報器の設置率(毎年6月公表の消防庁による推計値)

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | — | 86.0% | 88.0% | 90.0% |
| 実績値 | 84.0% | | | |

■密集住宅市街地に対する感震ブレーカーの設置率

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | — | 25.0% | 28.0% | 30.0% |
| 実績値 | 8.0% | | | |

Ⅱ-2-1 放火火災防止対策の推進

放火による火災（疑いを含む）は、全国の出火原因の第1位となっています。（令和3年中の放火及び放火の疑いの件数は3,888件）

本市においても、放火（疑いも含む）は出火原因の第1位（令和3年中の出火件数で33件）となっており、放火火災防止対策は重要な課題となっております。

放火を防ぐには、一人ひとりが防止対策を心がけるだけでなく、地域全体が「放火されない環境づくり」に取り組むことが必要です。

特に、暗いところや死角になるところに可燃物を放置しない、夜間にごみを出さない、門灯の終夜点灯により街路を明るくするなど、地域全体で放火防止対策を徹底していくことが重要です。

このような「放火されない環境づくり」をおこなうため、地域防犯パトロールや防犯ウォーキングボランティアなどと協力した広報活動の実施など、地域住民と連携を図りながら、防火対策を推進します。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・放火火災防止対策の推進
- ・関係行政機関及び地域住民との連携

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・放火されない街づくりが推進される

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|---------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ・放火防止対策の広報 ・関係行政機関及び地域住民との連携 | | | | | | | | | → |
| | | | | | | | | | | → |

成果指標

■関係部局及び地域住民との放火防止対策取り組み状況（令和5年度以降の取組項目を記載）

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | 取り組み項目 | 取り組み項目 | 取り組み項目 | 取り組み項目 |
| 実績値 | 市民と協働による放火防止対策 | | | |

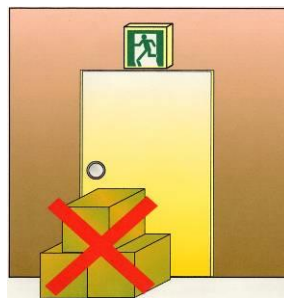
Ⅱ-2-2 火災危険性の高い防火対象物への的確な対応

これまでの査察は、違反を認知していない対象物や優先度が低い対象物は査察が実施されなかったことから、令和4年度に予防査察規程を全改正し、火災危険性又は悪質性が高い違反に対して遅滞なく違反処理を行い、全ての査察対象物に対して適切な頻度で査察を実施できる体制へ変更しました。このことから、火災危険性及び悪質性が非常に高い重大違反対象物は機を逸することなく違反処理を実施していきます。これは、高齢者が入所する社会福祉施設や不特定多数の者が利用する建物等はもちろんのこと建物用途を限定することなく違反が発覚した対象物に対して即時違反処理を実施するものです。

この新しい査察体制では、より迅速、適正な違反処理体制が必要であり、より多くの防火対象物への査察を実施して査察循環の適正化が必要となります。これを確立するためにICT機器を導入し効率的な査察の実施を図ります。また、電子申請の推進に伴い、防火管理者や危険物保安監督者等の選任など電子申請からの早期是正を図ります。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- 各署にNEFOAP（消防事務処理システム）と連携したタブレットを導入する。



到達目標（10年後）【令和14年度】

- ICT機器を活用し、局-署-所をリアルタイムで繋ぎ、迅速、適正な違反処理を実施する。

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|-------------------------|--------------|--------------------|--------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | タブレット導入 6消防署×2台(12台) | | タブレットの NEFOAP連携 | ICT機器活用検証 | 出張所への タブレット導入 (6出張所) | 出張所への タブレット導入 (6出張所) | 出張所への タブレット導入 (7出張所) | | | |

成果指標

- 全署所にタブレットを導入し、ICT機器を活用した違反処理等を進め査察の適正化を図る。

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 目標値 | - | タブレット導入率 24% | タブレット導入率 72% | ICT機器を活用した 違反処理件数 10件 |
| 実績値 | - | | | |

Ⅱ-2-3 安全安心の大規模事業所づくりの推進

平成23年3月の東日本大震災では、地震により市原市の高圧ガスタンク火災が発生し、付近住民に避難勧告が発令されました。さらに、全国的なガソリン不足の要因となるなど、社会及び経済に影響を与えました。また、気仙沼市では、津波により倒壊した船舶用燃料タンクから流出した重油、ガソリン、灯油などが引火したことで、市街地で大火災が発生し甚大な被害をもたらしました。

このように、大規模事業所等において災害が発生すると、人的、物的、経済的被害が甚大なものとなります。このことから、特に大規模事業所では、自然災害を含めた様々な災害に対して、事業所での災害発生の防止や災害発生時における初期対応等の必要な安全対策を確保する必要があります。

千葉市消防局では、危険物施設における安全管理体制の質的充実（施設の技術上の基準の適合状況及び維持管理状況並びに予防規程等の実効性の確認等）に重点を置いた立入査察を計画的に実施するとともに、防災要員教育、防災規程の実効性の検証を継続的に行うなど、特定事業所における自衛防災組織の対応能力の強化を目的とした指導を徹底します。

大規模事業所等における安全管理体制の充実を図ることにより、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時の初動体制を強化し被害の低減を図ります。

■高圧ガスタンク火災(平成23年3月・市原市)



短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・危険物施設における安全管理体制の質的充実に重点を置いた立入検査の計画的実施
- ・自衛防災組織の対応能力の強化

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・危険物施設における安全管理体制の質的充実が図られるとともに、特定事業所における自衛防災組織の対応能力の強化が図られる。

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|---|--------------|--------------|--------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ○「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」(自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会)の内容及び南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等への対応を踏まえた「石油コンビナート自衛防災組織 防災要員テキスト」(千葉市消防局作成)の改訂及び事業者への周知 ○防災規程の実効性に係る継続的な検証 | | | ○防災規程の実効性に係る検証結果を踏まえた防災規程の改正指導 | | | | | | |

成果指標

■自衛防災組織及び防災規程の実効性の検証【対象：9事業所】

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | — | 33.3% | 66.6% | 100.0% |
| 実績値 | — | | | |

Ⅱ-2-4 保安3法（火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法）に係る施設等の安全対策の推進

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、平成29年度に火薬類取締法、平成30年度に高圧ガス保安法に係る事務・権限の一部が千葉県から千葉市へそれぞれ移譲されました。また、令和5年度には液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）が同様に移譲されます。

火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法（以下「保安3法」という。）の事務は、新たに開始した事務であり、当該事務の知識を有する職員が少なく、更に、高度で専門的な知識や経験が必要となることから、経済産業省や高圧ガス保安協会などの外部団体が主催する研修会を積極的に受講し、継続して人材の育成を図っていきます。

また、県との指導内容の統一を図るため、千葉県や関係団体との連絡会等に参画し、県内で統一した保安基準の策定等を行います。

保安3法の規制審査指針等については関係法令の改正等を踏まえ改正を行い整備します。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・人材の育成等については、経済産業省及び高圧ガス保安協会が主催する研修を3名受講。
- ・年に一度、関係法令の改正等を踏まえ、保安3法の規制審査指針等のうち1つ以上の改正を実施。

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・人材の育成等については、経済産業省及び高圧ガス保安協会が主催する研修を10名受講。
- ・年に一度、関係法令の改正等を踏まえ、保安3法の規制審査指針等のうち1つ以上の改正を実施することを継続。

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ← | | | | | | | | | |
| | → | | | | | | | | | |

成果指標

■保安3法規制審査指針等の改正の実施（累計）

| | 現状値 (2023年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2033年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | - | 3回 | 6回 | 10回 |
| 実績値 | - | | | |

3 中期ビジョンⅢ-1～3『消防行政運営』

限りある経営資源（人員、予算、消防装備など）の中で、あらゆる災害等に対応できる消防体制を整備するために、事務の効率化や業務執行体制の見直しなどを図り、経営資源を最大限に活用する消防行政運営を目指します。

そして、「安全・安心のまち・千葉市」の推進には、市民の千葉市消防局に対する理解と協力が不可欠であることから、市民参加・協働を推進するとともに、消防広報の充実を図るなど、市民から信頼される透明性の高い消防行政運営を目指します。

また、災害活動を確保するため、消防庁舎及び消防車両の整備を進めます。

中期ビジョンⅢ-1 “市民に身近な消防”へ

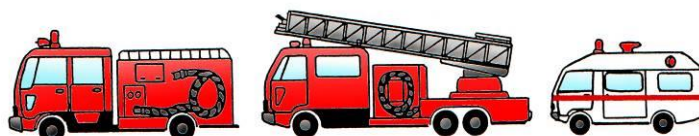
| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|---------|--------------------------------------|-----|
| Ⅲ-1-1 | 消防広報の充実 | 消防広報の充実を図り、市民の消防行政に対する理解と関心、信頼を高めます。 | 総務課 |

中期ビジョンⅢ-2 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|--------------------------------|--|-------|
| Ⅲ-2-1 | 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり | 消防行政運営の抜本的な見直しを図り、消防行政サービスの更なる向上を目指します。 | 総務課 |
| Ⅲ-2-2 | 火災原因調査体制の充実 | 火災原因調査に関する高度な専門的知識・技術を有する火災調査アドバイザーを各消防署に均等に配置できるよう計画的に養成し、消防局全体の調査体制向上を図ります。 | 予防課 |
| Ⅲ-2-3 | 査察実施体制の充実 | 職員の勤務実態やニーズに対応した連動的かつ効率的な教育体制を確立させます。 新たな資格制度を新設するなど、予防査察に係るキャリアプランを明確にすることで高度な知識と技術を有する査察員を育成し、活用できる体制整備を図ります。 | 査察対策室 |

中期ビジョンⅢ-3 消防署所及び消防車両等の整備

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|--------------------------------|---|------------|
| Ⅲ-3-1 | 消防署・所の整備 | 消防活動拠点である消防庁舎の建替事業等を実施します。 | 総務課 施設課 |
| Ⅲ-3-2 | 消防用自動車の整備 | 朽化する消防用自動車の更新車両の導入に向け、検討を進めます。 | 施設課 |
| Ⅲ-3-3 | 消防活動上必要な資格・免許取得の推進（大型機関員の養成など） | 消防活動上必要な資格・免許である大型機関員や、海技士（航海）や海技士（機関）など、計画的な養成を図ります。 | 施設課 |



Ⅲ-1-1 消防広報の充実

日常生活において身近な製品を発火源とする火災の発生や、エレベーター等の普段何気なく使用している設備により死傷する事例が全国各地で報告されています。また、インターネットやSNS等の普及により、誤った情報が蔓延してしまうケースも数多く見受けられます。

このような事故や誤った情報の蔓延を防ぐため、ウェブサイトや、安全・安心メール、イベント等における広報活動など、現状の情報提供ツールの充実を図るとともに、情報提供ツールを最大限に活用し、災害や事故による被害を軽減するための正確な情報を迅速・的確に提供し、市民の安全な暮らしを支えます。

また、千葉市消防総合センター等で市民見学会を開催し、車両装備や訓練の見学を通して、消防をより身近に感じていただくことで、消防行政に対する正しい理解と関心、信頼を高め、“市民に身近な消防”を目指します。

■市民見学会



短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・既存の情報提供ツール（ウェブサイト、ツイッター）の充実
- ・新たな情報提供ツール導入の検討
- ・市民見学会を開催するとともに、重点広報テーマ等に基づく広報活動を展開し、消防行政に対する理解の向上を図る

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・市民の消防行政に対する理解度が向上する
- ・情報提供ツールの充実により、多くの市民が正確な情報を入手することができる

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | | | | | ・市民見学会の開催 ・新たな情報提供ツールの検討・導入 ・消防音楽隊による広報活動 | | | | | |

成果指標

■アンケート結果（音楽隊コンサートや市民見学会に参加した市民の「消防への理解度」）

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 94.0% | 95.0% | 96.0% |
| 実績値 | 93.1% | | | |

Ⅲ-2-1 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり

東日本大震災をはじめとした大規模災害、テロ・武力攻撃等に起因するNBC災害、大型台風、局地的集中豪雨などの自然災害や、世界各地で猛威を振るった新興・再興感染症等の汎発流行（パンデミック）など、大規模化、複雑多様化する災害への対応が消防行政に求められています。

また、増加傾向にある救急需要や、救急救命士の処置拡大などの救急業務における高度化・専門化、火災予防行政における実効性の向上や規制体系の再構築の動きなど、消防行政を巡る動きは、日々刻々と変化を遂げています。

一方で、本市においては、職員の多数退職時代を迎えるとともに、平成4年の政令指定都市移行前後からの都市基盤整備に伴う市債発行や債務負担行為による償還金の負担、さらには、昨今の経済の急激な悪化による市税収入の大幅な減少など、厳しい財政状況にあることから、行政改革を推進しているところです。

こうした状況下においても、安全・安心に対するサービスの低下を招くことなく、市民から信頼される消防行政サービスを提供していくために、これからの組織戦略目標を定め、引き続き、事務事業の見直し、事務の効率化を図り、地域における消防団や自主防災組織の活動など、市民の主体的な活動の補完、支援を行うとともに、消防行政の担うべき分野や経営資源（人員、予算、消防装備など）の再配分・組織体制の見直しを行い、経営資源を最大限に活用する消防行政運営を目指します。

■九都県市防災訓練



短期目標（3年後）【令和5～7年度】

- これからの組織戦略目標の設定とそれに伴う組織体制の検討

到達目標（10年後）【令和14年度】

- 経営資源を最大限に活用する消防行政運営を行う

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | | | | | ・組織体制の見直し・検討 | | | | | |

成果指標

■消防行政運営の見直し項目（令和5年度以降の見直し項目を記載）

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | ↑見直し | ↑見直し | ↑見直し |
| 実績値 | — | | | |

Ⅲ-2-2 火災原因調査体制の充実

科学技術の進歩及び産業の高度化等に伴う近年の社会情勢の変化により、火災の原因は複雑多様化しており、その原因究明には高度な専門的知識が必要とされます。

消防白書によると、令和2年中に発生した電気用品、燃焼機器及び自動車等の日常生活において身近な製品を発火源とする火災（全858件）のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」が137件、「原因を特定できない火災」が721件となっていることから、製品火災の様な専門的知識を必要とする火災事案の原因究明の難しさが窺えます。

一方、本市の火災原因調査体制は、消防署に火災調査の事務を担当する「調査係」が設置されており、火災調査事務に精通した職員の育成は図られていますが、警防業務、救急業務及び予防業務等の業務と兼務で実施していることから、原因究明に係る高度の専門的知識・技術を有した職員の育成面で課題があります。

また、調査業務に精通している職員が今後、多数定年退職することも見込まれていることから、人材育成は喫緊の課題となっています。

このことから、火災原因調査に関する高度な専門的知識・技術を有する火災調査アドバイザーを各消防署に均等に配置できるよう計画的に養成し、消防局全体の調査体制向上を図ります。（令和4年12月現在55名配置）

■火災調査に係る集合研修



短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・火災調査アドバイザー15名の養成

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・火災原因調査に関する高度な専門知識、技術を有する火災調査アドバイザーの適正配置による火災調査体制向上

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--|--|--|--|--------------|---------------|---|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ・火災調査 アドバイザー養成 5名 (全体数：60名 /70名) | ・火災調査 アドバイザー養成 5名 (全体数：65名 /70名) | ・火災調査 アドバイザー養成 5名 (全体数：70名/ 70名) | ・火災調査アドバ イザーの適正数維持 ・火災調査アドバ イザーの適正数検証 | | | ・火災調査アドバ イザーの適正数見直し ・火災調査アドバ イザー養成 | | | |

成果指標

■火災調査アドバイザーの養成及び維持

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 70名 | 適正数検証 | 適正数見直し |
| 実績値 | 55名 | | | |

Ⅲ-2-3 査察実施体制の充実

近年の社会的影響度の高い火災の発生等に伴い、より一層厳格な査察執行が求められていることから、査察業務に係る教育体制・方法を見直し、査察員の知識と技術の向上を図る必要があります。

そのため、新たな資格制度を新設するなど、予防査察に係るキャリアプランを明確にし、高度な知識と技術を有する査察員を育成・活用することで、職員の勤務実態やニーズに対応した連動的かつ効率的な教育体制を確立し、より質の高い予防行政を展開します。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・関係各課と調整し、教育体制の見直しを図り、新たな体制の構築

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・予防業務の高度化・専門化へ対応できる体制整備

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|----------------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | 教育体制の見直し 関係各課との調整 | 新教育体制の実施・ 検証 | | | 新教育体制の見直し | 査察体制の再構築 | | | | |

成果指標

- 査察に係る教育体制を見直し、必要に応じた役割分担及び組織体制の体制整備

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | - | 新教育体制の実施 | 教育体制の検証 | 査察体制の再構築 |
| 実績値 | - | | | |

Ⅲ-3-1 消防署・所の整備

消防は、火災、その他の災害から国民の生命、身体及び財産を守ることを任務としており、その中でも消防署所は、火災の予防、警戒、鎮圧その他災害の防除及び被害の軽減、救急活動等を第一線に立って行う、地域における消防防災活動拠点として、その役割を担っています。

また、地震調査委員会によると、本市は今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が85%と都道府県庁所在地で最も高く、様々な災害に即時対応する消防の役割がますます大きくなっています。

このように地震をはじめとする相次ぐ自然災害や、テロ災害の発生も危惧される中、消防の使命を達成するために、地域における消防署所の果たす役割は極めて大きく、その整備は、重要な施策の1つとなっています。

本市の消防施設は、その多くが昭和40年代から50年代にかけての高度経済成長期、周辺町村との合併等による人口の急増時に建設された建物であり、今後、多数の消防署所の更新時期を迎えるにあたり、社会経済情勢、消防行政需要等を注視し、広く市民の理解と協力を得ながら、消防署所の整備を計画的に進めていきます。

■あすみが丘出張所(令和3年4月新築移転完了)



短期目標(3か年)【令和5~7年度】

- ・畑出張所の建替

到達目標(10年後)【令和14年度】

- ・消防庁舎の建替事業等を実施し、消防活動拠点としての機能を確保する。

実施スケジュール【令和5~14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--------------|--------------------------------------|--------------|--------------------------|----------------|---------------|--------------------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 計画事業 | 畑出張所建替事業 | | | | 作新台又は高浜出張所建替事業 | | | | | |
| | 実施設計 | 家屋調査(事前) 旧庁舎解体工事 杭打ち工事 工事管理 | 建築工事 工事管理 | 建築工事 工事管理 家屋調査(事後) | 基本実施設計 | 実施設計 | 家屋調査(事前) 旧庁舎解体工事 杭打ち工事 工事管理 | 建築工事 工事管理 | 建築工事 工事管理 家屋調査(事後) | 基本実施設計 |

成果指標

■消防庁舎建替事業3箇所

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|---------------------|-----------------------|
| 目標値 | 基本実施設計完了 | 建築工事継続 | 実施設計完了 (作新台又は高浜) | 基本実施設計完了 (作新台又は高浜) |
| 実績値 | | | | |

Ⅲ-3-2 消防用自動車の整備

消防用自動車の整備は、消防組織法、消防法及び消防力の整備指針の規定に基づき行っています。

消防車両は、車種毎にその機能を最大限活用した活動を前提として製作しており、各種災害活動に安全かつ迅速に対応するため、車両の性能を維持するとともに老朽化による不測の故障を防止し、消防活動が迅速かつ効率的に行えるようにすることが必要です。

消防活動力の低下は、市民の生命、身体及び財産に直接影響を及ぼすものであり、適確な消防活動を行うためには、老朽化する消防車両を計画的に整備する必要があり、不測の故障や老朽化する消防車両については、適時適切に整備または更新を実施し、連鎖的な故障リスクの排除及び財政負担の抑制を図ってまいります。

このことから、災害に強いまちづくりの推進及び消防力の充実強化を図るため、消防車両の性能維持及び更新を計画的に進めます。

■化学車(令和3年度購入・生浜出張所)



■はしご車(令和2年度購入・稲毛消防署)



短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・消防用自動車の性能維持及び財政負担の抑制を図る。

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・老朽化する消防用自動車の更新導入を図る。

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | 環境に配慮した消防車両の更新 | | | | | | | | | |

成果指標

- 老朽車両の更新計画台数（令和5年度以降の累計）

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 37台 | 70台 | 100台 |
| 実績値 | 5台 | | | |

Ⅲ-3-3 消防活動上必要な資格・免許取得の推進（大型機関員の養成など）

消防業務は、その特殊性から業務上必要な資格・免許があります。

多数退職を迎え、こうした資格保有者及び免許保有者も当然退職することとなり、これまで多数職員の定年退職に伴う諸問題として検討を進めてきました。

特に、機関員（消防車両を運転する資格を有する者）の養成については、消防車両の運用が消防活動の礎であることから、組織的な命題となっています。

多数退職に伴う大型機関員数は、ここ数年、年数名の減少で推移するものの、2018年度から2027年度までの9年間では、年間約20～30人の減少が見込まれます。

年間約20人～30人にのぼる大型機関員の大規模な養成は、予算並びに現場体制維持の上でも困難であること、また、ベテラン大型機関員の急激な減少による運転技術等の大幅な低下を招かないためにも、計画的な養成が必要となっています。

こうした課題を踏まえ、引き続き、市民の安全・安心を守る消防力を維持していくために、大型機関員の計画的な養成を行います。

また、消防艇「まつかぜ」に必要な船舶免許（海技士（航海）、海技士（機関）など）の取得についても、取得要件として実務経験を要することから、計画的に養成を図ります。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・大型機関員養成計画の確認・見直し及び大型機関員の養成
- ・船舶免許（海技士（航海）、海技士（機関）など）取得者の養成

■消防艇「まつかぜ」



到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・消防車両及び消防艇等を運用する職員の養成を図り、安定した消防力を確保する

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|---------------------------|--------------|------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | | | 大型機関員要請計画の確認・見直し | | | | | | | |
| | 大型機関員の養成・船舶免許(海技士など)取得の養成 | | | | | | | | | |

成果指標

■大型機関員の養成（令和5年度以降の累計値）

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 53人 | 89人 | 125人 |
| 実績値 | 17人 | | | |

4 中期ビジョンⅣ-1～4 『人材育成』

魅力ある職場をつくることにより、優秀な職員の獲得及び職員資質の向上を図り、市民ニーズに的確に対応した高度で質の高い行政サービスの提供を目指します。

また、教育訓練体制の充実及び人材育成を推進し、職員の資質向上による行政サービスの向上に努めます。

中期ビジョンⅣ-1 働きやすい職場環境づくりの推進

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|-------------------------|---|-----|
| Ⅳ-1-1 | ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現 | 時間外勤務を抑制するため、所属への各種働きかけを実施します。男性職員の育児への関与度合いを向上させるため、育児休業の取得を推進します。 | 人事課 |
| Ⅳ-1-2 | 魅力ある職場づくり | 魅力ある職場をつくることにより、優秀な職員の確保及び職員資質の向上を図り、市民ニーズに的確に対応した高度で質の高い行政サービスの提供を目指します。 | 人事課 |
| Ⅳ-1-3 | 健康管理対策の推進 | 職員が健康で勤務できるよう産業医や保健師等と連携し、健康障害の予防、早期発見・治療を推進します。 | 人事課 |

中期ビジョンⅣ-2 将来を見据えた「求められる人材」の育成

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|-------------------------|---|-------------------|
| Ⅳ-2-1 | 人材育成体制の確立と不祥事防止対策の推進 | 組織目標や将来ビジョンを明確に打ち出すとともに、「求められる人材」について具体的に示すことによって、職員が目標に向かって努力できる体制を整備します。また、不祥事防止に資するべく、時代や環境に応じた効果的な能力開発研修を実施するとともに、各種体制を整備します。 | 人事課 |
| Ⅳ-2-2 | マネジメント能力の強化 | 幹部職員のマネジメント能力の強化を図り、働く人たちの強みを成果に結びつけることによって、職員のモチベーションを高めるとともに、「安全・安心のまち・千葉市」の実現に向け、より質の高い消防行政を展開します。 | 人事課 |
| Ⅳ-2-3 | 高度で専門的な知識・技術を有する職員の人材育成 | 社会情勢等の変化に対応するため、専門的な知識技術を有する人材の育成を図ります。 | 救急課 予防課 指導課 |

中期ビジョンⅣ-3 教育訓練体制の充実

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|-----------|---|------|
| Ⅳ-3-1 | 消防学校教育の充実 | 経験が浅い若年層職員の経験不足を補い、災害対応能力を向上させるため、教育訓練のDX化を推進し、教育訓練の効率化と教官の負担軽減を図ります。また、老朽化している施設等の改修及び資機材の更新を行います。 | 消防学校 |

■初任科(新規採用消防職員)教育訓練



■警防技術大会



IV-1-1 ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現

ワークライフバランスの実現を図るため、職員の月45時間を超える時間外勤務を年間6月以下とするとともに、年間の時間外勤務の上限を360時間以下とします。

また、男性職員の育児への関与度合いの向上を図るため、育児休業の取得の取得を推進します。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・職員の月45時間を超える時間外勤務
年間6月以下 100%
- ・育児休業取得者／対象者 100%以上



到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・ワークライフバランスの実現により、職員が能力を十分に発揮する

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|--------------|--------------|--------------|------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | | | | 関係制度の整備・マネジメント層への働きかけ・施策の見直し | | | | | | |

成果指標

■年間の時間外勤務 360時間以下

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 90% | 95% | 100% |
| 実績値 | — | | | |

IV-1-2 魅力ある職場づくり

組織（職場）は、働く一人ひとりの人間にとって、生計の糧を得る手段であると同時に、社会的な地位や、コミュニティとの絆を手にし、自己実現を図る手段となっています。組織を支えるものは人であり、働く人たちが生き生きと働ける職場環境を整備することが組織の成果に結びつきます。

このことから、職員が能力を発揮しやすく、風通しの良い、魅力ある職場をつくりあげることにより、優秀な職員の確保及び職員資質の向上を図り、市民ニーズに的確に対応した高度で質の高い行政サービスの提供を目指します。

特に、女性職員が働きやすいと感じる職場づくりを意識し、女性をはじめ、すべての職員が生き生きと活躍できる職場環境及び組織風土づくりを進めていきます。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・ 職場環境の向上に係る施策の検討
- ・ 職場環境向上計画の策定
- ・ 各種施策の実施

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・ 魅力ある職場環境が整備され、働く職員の勤務意欲の向上が図られる

■職場環境（防火衣収納庫）



実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) | |
|------|--------------|--------------|--------------|---------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 計画事業 | | | | 関係制度の整備・マネジメント層への働きかけ・施策の見直しと実行 | | | | | | | |

成果指標

■職場環境アンケートにおける職員の満足度

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | - | 向上 | 向上 | 向上 |
| 実績値 | - | | | |

IV-1-3 健康管理対策の推進

令和4年4月1日現在、過去の健康診断の結果から、精密検査や治療が必要な職員が毎年180人程度発生しています。職員が健康で勤務できるよう産業医や保健師等と連携し、健康障害の予防、早期発見・治療を推進します。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・保健指導対象者に対する保健師による保健指導を100%実施する。
- ・年度内に定期健康診断結果を受けた二次検診受検率を100%にする。

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・職員の健康障害が減少され、働きやすい環境が整備される

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) | |
|------|--------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 計画事業 | | 二次検診受検者/二次検診該当者=100% | | | | | | 必要に応じて計画の見直し | | | |

成果指標

■二次検診該当者の受検率の向上

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 100% | 100% | 100% |
| 実績値 | 95% | | | |

IV-2-1 人材育成体制の確立と不祥事防止対策の推進

組織目標や将来ビジョンを明確に打ち出すとともに、「求められる人材」について具体的に示すことによって、職員が目標に向かって努力できる体制を整備します。

また、不祥事防止に資するべく、時代や環境に応じた効果的な能力開発研修を実施するとともに、各種体制を整備します。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・ 消防局人材育成・活用基本方針の改正
- ・ 不祥事防止に関する各種研修の実施及び所属長等の所属全職員面談による職員の服務状況把握の徹底

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・ 「求められる人材」へ向かって、全職員が努力する体制が整備される
- ・ 懲戒処分 0件（継続）

■ 警防技術大会



実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) | |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 計画事業 | | | | 人材育成体制の確立・研修実施・体制整備・施策の見直しと実行 | | | | | | | |

成果指標

■ 懲戒処分件数

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | - | 0（継続） | 0（継続） | 0（継続） |
| 実績値 | - | | | |

IV-2-2 マネジメント能力の強化

昨今の複雑で予測困難な社会環境の変化にも対応できるよう、組織を牽引する幹部職員の能力向上が求められています。

現在も補職に伴う階層別研修の実施により、幹部職員のマネジメント能力の向上を図っているところですが、若年層を含む職員の職務に対するモチベーションを高め、行政力の維持向上を図るためには、幹部職員の管理能力等の更なる向上が必要不可欠です。

そのためには、幹部職員のマネジメント能力の強化を図り、働く人たちの強みを成果に結びつけることによって、職員のモチベーションを高めるとともに、「安全・安心のまち・千葉市」の実現に向け、より質の高い消防行政を展開します。

■分列行進(消防出初式)



短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・ 幹部職員に必要な研修内容の検討、研修の実施

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・ マネジメント能力の強化を図り、より質の高い消防行政を展開する

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|---------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ← マネジメント層への研修実施・意識改革の働きかけ・施策の見直しと実行 → | | | | | | | | | |

成果指標

■管理職アンケート結果（平均値）

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | - | 向上 | 向上 | 向上 |
| 実績値 | - | | | |

IV-2-3 高度で専門的な知識・技術を有する職員の人材育成

社会情勢の変化に伴い、救急需要の増加や救急救命士の処置拡大など、救急業務が高度化・専門化している他、多様化する防火対象物の指導に対して高度な知識・技術を有する、予防技術資格者の養成が課題となっています。

建築確認等、消防同意の分野では、消防用設備等の設置・維持に関する性能規定化に伴い、材料・寸法などを仕様の規定しているものと異なり、客観的検証法による評価等の導入など、申請された内容を個々に審査する科学的な妥当性が求められることから、担当する職員には、高度な知識技術が必要となっています。

このことから、救急隊員に対して、専門的で高度な医療処置を行うことができる救急救命士の養成を行い、救急サービスの更なる質の向上に努めます。

また、計画的に予防技術資格者※の養成を図るとともに、火災の予防に関する高度な知識・技術を有する職員を育成し、社会情勢等の変化に対応した予防行政を展開できる人材の育成を図ります。

※予防技術資格者とは、より専門化・高度化した予防業務を的確に行うため、平成18年4月1日より運用されている資格制度。予防技術資格者になるためには、予防技術検定に合格する必要がある。

短期目標（3か年）【令和5～7年度】

- ・専門的で高度な医療処置を行うことができる救急救命士の養成
- ・予防技術検定合格者の増加（目標値：合計30人）

※防火査察専門員、消防用設備等専門員、危険物専門員の合計

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・高度な知識・技術を有する救急救命士により質の高い救急サービスが提供される
- ・社会情勢等の変化に的確に対応した予防行政を展開する職員の育成

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 年度 | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) |
|------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | 救急救命士の 新規養成 4人/年 | | | | | | | | | |
| | 予防技術検定合格者を 毎年10人養成 | | | | | | | | | |

成果指標

■救急救命士の新規養成

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 4人/年 | 4人/年 | 4人/年 |
| 実績値 | 4人/年 | | | |

■予防技術検定の合格者（延べ人員）

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | 189人 | 213人 | 245人 |
| 実績値 | 164人 | | | |

IV-3-1 消防学校教育の充実

職員の大量退職により新規採用職員が大幅に増加したことに伴い、消防局全体で若年層職員が大幅に増加しており、若年層職員の経験不足による災害対応能力の低下が懸念されています。

また、近年の災害は複雑多様化しており、局地的豪雨による大規模災害や首都直下地震をはじめとする大規模地震、テロ災害などのNBC 災害にも迅速かつ的確に対応していかなければなりません。

さらに、救急や予防分野においても、高度で専門的な知識を有している人材を育成していく必要があります。

このようなことから、今後、経験が浅い若年層職員の経験不足を補い、災害対応能力を向上させるため、教育訓練のDX化を推進し、VR技術を活用した効率的な災害活動訓練を行うための環境を整備するとともに、インターネット環境を整備し、タブレット端末を活用した訓練を展開することで教育訓練の効率化と教官の負担軽減を図ります。また、円滑に学校教育を推進していけるよう、老朽化している施設等の改修及び資機材の更新を行います。

■初任科(新規採用消防職員)教育訓練



短期目標（3年後）【令和5～7年度】

- ・老朽化した資機材の更新

到達目標（10年後）【令和14年度】

- ・インターネット環境を整備し、消防学校教育のDX化を図る。（VR技術の活用・タブレット端末の活用）。
- ・教育訓練資機材が更新される。

実施スケジュール【令和5～14年度】

| 2023 (R6) | 2024 (R7) | 2025 (R8) | 2026 (R9) | 2027 (R10) | 2028 (R11) | 2029 (R12) | 2030 (R13) | 2031 (R14) | 2032 (R15) |
|--------------|--------------|------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 教育訓練資機材の更新 | 訓練塔外部改修工事 | | VR訓練資機材の整備 | 教育訓練資機材の更新 | | | | |
| | | タブレット端末 インターネット環境整備 | | | | | | | |

成果指標

■教育訓練のDX化、施設の改修及び資機材の更新

| | 現状値 (2022年度) | 中間目標値 (2025年度) | 中間目標値 (2028年度) | 目標値 (2032年度) |
|-----|-----------------|-------------------|--|-----------------------------|
| 目標値 | — | ・教育訓練資機材の更新 | ・教育訓練資機材の更新 ・教育訓練のDX化の推進 ・訓練塔の改修 | ・教育訓練資機材の更新 ・教育訓練のDX化の推進 |
| 実績値 | — | | | |

第4章 計画の推進にあたって

第1節 計画推進の基本的な考え方

大規模地震、自然災害、新興・再興感染症の汎発流行、多種多様な形態・構造での火災、救助事案の発生など、災害が頻発している我が国において、安全で災害に強いまちづくりを進める上で、消防体制を整備することは重要な行政課題です。

また、救急救命士の更なる処置拡大、火災予防行政における実効性の向上や規制体系の再構築の動き、超高齢社会の到来に伴う救急需要の増加、住宅火災による死者数低減対策及び社会福祉施設等における防火安全対策の推進など、消防業務の高度化・専門化と今後の消防需要の伸びが見込まれるところです。

一方で、社会経済情勢の悪化、本市を含む地方における厳しい財政状況、人口減少社会の到来など、行政を取り巻く環境等の変化に対応するため、更なる行財政改革の推進が求められています。

こうした社会経済情勢や、環境等の変化に対応しながら、様々な課題を乗り越え、市民の皆様への安全・安心に対するサービスの低下を招くことなく、大規模化、複雑多様化する災害に対応していくためには、限りある経営資源（人員、予算、消防装備など）をいかに効率的に、いかに効果的に消防需要に投入していくかが、重要なカギとなってきます。本計画は、こうした状況を踏まえた上で、私たちの組織目的である「市民の安全・安心を守る」を達成するための今後の消防行政運営の指針です。

また、行財政改革を推進していく中で、更なる地方分権の進展や、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、「補完性の原理」に基づき、地域の課題については身近なところで解決されるよう、住民、地域コミュニティ、自主防災組織、企業、団体等の多様な主体と連携を図りながら、安全で災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、市民による自主的な活動の支援の充実を図るとともに、市民参加・協働の取組みを、課題に応じた適切な手法により進めます。

また、積極的な情報提供など、透明性の高い消防行政運営を進め、本市消防の現状や将来展望等に関して、市民との情報共有を図り、市民と共に歩む消防を目指します。

■ 警防技術大会



第2節 計画の着実な実現に向けて

千葉市消防局中長期計画は、私たち消防組織の目的である「市民の安全・安心を守る」ことと、そして望ましい都市の姿である「安全・安心のまち・千葉市」の実現に向け、「基本理念」（消防行政運営の指針）及び「長期ビジョン」（基本目標）の【基本構想編】と、「中期ビジョン」（今後10年間の施策の方向）及び「個別事業計画」（10年後の達成目標、3か年の短期目標と取り組み内容）の【実施計画編】の2部で構成し、千葉市総合計画（千葉市新基本計画（10か年））と、連携、補完しながら計画を推進するとともに、3か年ごとの個別事業計画の見直し等により、時代に柔軟に対応できる計画としています。

また、千葉市消防局中長期計画の着実な実現に向け、個別事業計画の具体的な施策については、毎年度実施する「消防局重点事業方針」等において、進捗状況の把握に努め、3か年度ごとにPDCAサイクルによる進行管理を行い、検証・評価し、改善を図りながら、職員が一丸となって計画を推進します。

第3節 未来へ繋げる

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの方が被災されました。

この度の未曾有の災害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表します。

また、一人でも多くの命を救うために最後まで戦った私たちの同志である殉職された消防職団員の方々へ、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

「地震」、「津波」、「原子力発電所における事故」と、未曾有の同時災害の発災により、我が国は、国家的危機と言える状況に陥りました。

しかし、私たち日本人には、終戦後、廃墟の中から立ち上がり、“経済大国”と言われるまでに復興を遂げた歴史を持っています。

今一度、私たち日本人の長所である「絆」と「団結力」を発揮し、お互いに、譲り合い、助け合い、心と力をあわせて、日本国を再興させましょう。

その時、私たち消防は、市民の皆様の安全・安心の暮らしを支えるお手伝いが出来ればと考えます。

どのような時代を迎えようとも、私たち消防の精神は変わることはありません。

“市民の安全・安心を守る”

この消防精神を未来の安全・安心へと引き継ぎ、誰もが安心して暮らし、働ける

「安全・安心のまち・千葉市」の実現に向け、本計画を推進します。

■消防出初式

